

那覇市公報

第 1 6 1 8 号その 1

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 （議会事務局庶務課）	88
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	91
○那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那覇市 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例（障がい福祉課）	94
○那覇市税条例の一部を改正する条例（税制課）	96
○那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）	107

◇規 則◇

○那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を 定める規則（障がい福祉課）	110
○那覇市情報公開条例施行規則（総務課）	111
○那覇市観光審議会規則（観光課）	140
○那覇市消防本部等の名称変更に伴う関係規則の整理等に関する規則 （消防局総務課）	142
○那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則（青少年育成課）	169
○那覇市古波蔵ふれあい館条例施行規則を廃止する規則（健康増進課）	170
○那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則（行政経営課）	170
○那覇市福祉のまちづくり条例施行規則及び那覇市福祉事務所長に対する事務委任 規則の一部を改正する規則（福祉政策課）	180

○那覇市役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則（市民課）	182
○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	183
○那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	185
○那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）	189
○那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（市民課）	191
○那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	199
○那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則（建設企画課）	204
○那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則（生活衛生課）	205
○那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（生活衛生課）	207
○那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）	209

◇訓 令◇

○那覇市道路占用許可基準の一部を改正する訓令（道路管理課）	210
○那覇市行政監察規程の一部を改正する訓令（行政経営課）	214
○那覇市消防本部の名称変更等に伴う関係訓令の整理に関する訓令（消防局総務課）	215
○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令（平和交流・男女参画課・共同訓令）	217
○那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令（人事課・共同訓令）	219
○那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令（消防局総務課・共同訓令）	221
○那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程（情報政策課）	223
○那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令（行政経営課）	

.....	229
○那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（人事課）	236
○特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 （人事課）	238

◇消防局訓令◇

○那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 （共同訓令）	219
○那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令（共同訓令）	221

◇上下水道局規程◇

○那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 （共同訓令）	219
---	-----

◇教育委員会教育長訓令◇

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令（共同訓令）	217
○那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令 （共同訓令）	219

条 例

那覇市条例第27号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(収支報告書の保存) 第10条 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	(収支報告書の保存及び閲覧) 第10条 [略] <u>2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。</u> <u>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)第6条第1項各号に規定する情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

項目	内容
[略]	
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
[略]	
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

項目	内容
[略]	
調査旅費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
[略]	
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
要請・陳情活動費	会派が行う要請及び陳情活動のために要する経費
その他の経費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動に必要な経費

〔改正前 別記〕

別表第2(第6条関係)

項目	内容
〔略〕	
調査旅費	<u>議員の行う</u> 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	<u>議員の行う</u> 調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	<u>議員の行う</u> 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
〔略〕	
人件費	<u>議員の行う</u> 調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	<u>議員の行う</u> 調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
その他の経費	上記以外の経費で <u>議員の行う</u> 調査研究活動に必要な経費

〔改正後 別記〕

別表第2(第6条関係)

項目	内容
〔略〕	
調査旅費	<u>議員が行う</u> 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	<u>議員が行う</u> 調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	<u>議員が行う</u> 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
〔略〕	
人件費	<u>議員が行う</u> 調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	<u>議員が行う</u> 調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、備品及び事務機器購入若しくはリース代等)
<u>要請・陳情活動費</u>	<u>議員が行う</u> 要請及び陳情活動のために要する経費
その他の経費	上記以外の経費で <u>議員が行う</u> 調査研究活動に必要な経費

第2条 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（収支報告書の保存及び閲覧） 第10条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号)第6条第1項各号に規定する情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u>	（収支報告書の保存及び閲覧） 第10条 〔略〕 2 〔略〕 3 議長は、前項の規定による請求があったときは、<u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号)第7条第1項の非公開情報が記録されている部分を除き、収支報告書を閲覧に供するものとする。</u>
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例中、第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第10条第2項及び第3項の規定は、平成26年度以後に交付される政務活動費について適用し、平成25年度までに交付された政務活動費については適用しない。

那覇市条例第28号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第2 別記] [別表第4 別記]	[別表第2 別記] [別表第4 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例中、別表第2の改正規定は平成26年6月12日から、別表第4の改正規定は平成26年4月1日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 〔略〕

16 薬事法(昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。)及び薬事法施行令(昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	〔略〕		
(2)	法第4条第2項の規定に基づく 薬局開設の許可の更新の申請 に対する審査	〔略〕	
(3)～(18)	〔略〕		

17～25 〔略〕

〔改正後 別記〕

別表第2(第2条関係)

保健衛生及び環境に関するもの

1～15 〔略〕

16 〔略〕

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	〔略〕		
(2)	法第4条第4項の規定に基づく 薬局開設の許可の更新の申請 に対する審査	〔略〕	
(3)～(18)	〔略〕		

17～25 〔略〕

[改正前 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又はエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	
(3)～(4)	[略]		

6 [略]

[改正後 別記]

別表第4(第2条関係)

建設に関するもの

1～4 [略]

5 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	[略]		
(2)	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関(住宅以外の用途に供する部分については建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねるものに限る。)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関(以下「評価機関等」という。)による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査	[略]	
(3)～(4)	[略]		

6 [略]

那覇市条例第29号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第1条 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(介護補償) 第10条の2 傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となった障害であつて規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。 (1) 〔略〕 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第12項の障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項の生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 〔略〕	(介護補償) 第10条の2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項の障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第7項の生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。) (3) 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、<u>法第5条第26項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、<u>法第5条第25項</u>に規定する地域活動支援センター（以下「センター」という。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市条例第30号
平成26年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 <u>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u> <u>第2条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u> <u>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。</u> <u>3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、当該納税義</u>	付 則 <u>第2条 削除</u>

務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものと及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

- 4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用

については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は付則第2条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。

(2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。)」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は付則第2条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は付則第2条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第2条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2

第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規

定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

- 4 付則第12条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、付則第13条第1項、第14条第1項、第14条の2第1項又は第15条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(付則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、付則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、付則第14条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は付則第15条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

- 5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は付則第2条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、

「、第1項の申告書」とあるのは「、第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式（別表）による申告書」とする。

- (2) 第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は付則第2条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は付則第2条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第2条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

- 2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額

があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 〔略〕

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の3 〔略〕

2～8 〔略〕

（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

第4条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 〔略〕

（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第6条の3 〔略〕

2～8 〔略〕

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第13条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため	9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u> (5) <u>施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u> (6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由</u> （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第13条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のため
---	--

の譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 〔略〕

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第16条 平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。）」とする。

の譲渡（法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) 〔略〕

- 2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 〔略〕

（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）

第16条 第56条の規定は、法第348条第2項第9号 第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若

2 <u>第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u> 第16条の2 <u>法附則第41条第15項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u> (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第15項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> イ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> ウ <u>法附則第41条第15項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u> (3)～(5) [略]	<u>しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u> 第16条の2 <u>法附則第41条第9項各号に掲げる固定資産について同項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</u> (1) 当該固定資産を事業の用に供する者が法附則第41条第9項に規定する特定移行一般社団法人等（以下この条において「特定移行一般社団法人等」という。）に該当することを明らかにする書類 (2) 次に掲げる事項を記載した書類 ア <u>法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途</u> イ <u>法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</u> ウ <u>法附則第41条第9項の規定の適用を受けようとする償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途</u> (3)～(5) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の那覇市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第6条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（那覇市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 那覇市税条例の一部を改正する条例（平成25年那覇市条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第2条第4項及び付則第2条の2第4項の改正規定並びに付則第1条第5号中「付則第2条第4項及び第2条の2第4項の改正規定、」を削る。

那覇市条例第31号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>14万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>12万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>12万円</u>とする。 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) 第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条	(課税額) 第2条 [略] 2 [略] 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16万円</u>とする。 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者(被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>14万円</u>を超える場合には、介護納付金課税額は、<u>14万円</u>とする。 (既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収) 第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条

の37第1項に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。 2 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、<u>14万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>12万円</u>を超える場合には、<u>12万円</u>)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>35万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]	の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。 2 [略] (保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>14万円</u>を超える場合には、<u>14万円</u>)の合算額とする。 (1) [略] (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ [略] (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>45万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第11号

平成26年 3 月 27 日

公 布 済

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例（平成25年那覇市条例第55号）の施行期日は、平成26年4月1日とする。

那覇市規則第12号
平成26年 3 月 27 日
公 布 済

那覇市情報公開条例施行規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市情報公開条例施行規則

那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年那覇市規則第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、市長の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(公文書公開請求書)

第3条 条例第6条第1項の公開請求は、公文書公開請求書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第6条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(第2号様式)により行うものとする。

3 前項の補正の求めを受けた公開請求者は、当該補正を行うときは、補正書(第3号様式)により行うものとする。

(公開請求を拒否したときの報告)

第4条 条例第10条第2項の規定による報告は、存否応答拒否報告書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第3項の規定による報告は、権利濫用に伴う公開請求拒否報告書(第5号様式)により行うものとする。

(公開決定等の通知)

第5条 条例第12条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をしたとき 公文書公開決定通知書(第6号様式)

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をしたとき 公文書部分公開決定通知書(第7号様式)

(3) 公文書の全部を公開しない旨の決定をしたとき 公文書非公開決定通知書(第8号様式)

（公開決定等の期間延長通知）

第6条 条例第13条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等の期間延長通知書（第9号様式）により行うものとする。

（公開決定等の期限特例通知）

第7条 条例第14条第1項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限特例通知書（第10号様式）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続き）

第8条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求のあった日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出期限及び提出先

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

3 条例第15条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書（第11号様式）により行うものとする。

4 条例第15条第1項及び第2項の意見書は、公文書の公開に対する意見書（第12号様式）とする。

5 条例第15条第3項の規定による通知は、公文書公開決定に係る通知書（第13号様式）により行うものとする。

（公開の方法等）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧は、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 文書又は図画（次号及び第3号に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあっては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの

閲覧

- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧
- 2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 文書又は図画(次号に該当するものを除く。) 次に掲げる方法(当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、市長がその保有する処理装置により当該文書又は図画の公開を実施することができるものに限る。)
- ア 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものの交付
- イ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写したものの交付
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷したものの交付
- 3 電磁的記録についての条例第16条第2項の規則で定める方法は、次に掲げる方法(市長がその保有する処理装置により行うことができるものに限る。)とする。
- (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を機器(公開を受けるものの閲覧、視聴又は聴取の用に供することができるものに限る。)により再生したものの閲覧、視聴又は聴取
- (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (4) 当該電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写したものの交付
- 4 前2項に定めるもののほか、市長は、必要と認める方法により、公文書の写しの交付を行うことができる。
- 5 公文書を閲覧、視聴又は聴取するものは、当該公文書を汚損し、又は破損することがないように丁寧に取り扱わなければならない。
- 6 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、公文書の閲覧、視聴又は聴取を禁止し、又は中止することができる。
- 7 条例第16条第4項の規定による催告は、公文書の公開の実施に係る催告書(第14号様式)により行うものとする。
- 8 条例第16条第6項において準用する同条第4項の規定による催告は、納付催告書(第15号様式)により行うものとする。

（費用の納付）

第10条 条例第17条第1項及び第25条第3項の費用の額は、別表のとおりとする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

（不服申立て）

第11条 条例第19条第1項の不服申立ては、公文書公開決定等異議申立書（第16号様式）を市長に提出して行うものとする。

（公開の実施の停止等）

第12条 条例第15条第1項の第三者から前条の不服申立てがあった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公文書の公開の実施を停止するとともに、執行停止決定通知書（第17号様式）により、条例第6条第3項の公開請求者及び当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

（1）当該第三者から不服申立てと併せて執行停止（行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第34条の執行停止をいう。以下同じ。）の申立てがなされ市長がこれを認めたとき。

（2）市長が職権により執行停止を行うこととしたとき。

2 前項第1号の執行停止の申立てがなされた場合において、市長が執行停止を行わないこととしたときは、執行不停止決定通知書（第18号様式）により、当該第三者に対し、その旨を通知するものとする。

（審査会への諮問の方法）

第13条 条例第19条第2項の諮問は、次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- （1）公文書公開決定等異議申立書の写し
- （2）公文書公開請求書の写し
- （3）公開等に係る通知書の写し
- （4）その他審査の参考となる資料

（諮問をした旨の通知）

第14条 条例第20条第1項の規定による通知は、審査会諮問通知書（第19号様式）により行うものとする。

（情報提供の方法）

第15条 条例第29条の文書、図画又は電磁的記録の提供の方法は、インターネットその他の情報通信の技術を利用する方法又は情報を保有する部署の窓口等に備え

て一般の閲覧に供する方法により行うものとする。

（出資等法人）

第16条 条例第30条第1項の出資等法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（運用状況の公表）

第17条 市長は、条例第32条の運用状況について、毎年5月末日までに、前年度における公開請求件数、公開件数、非公開件数、不服申立て件数その他必要な事項について、公表するものとする。

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区 分					金額
写しの作成に要する費用	文 書 及 び図画	複写機により複写した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	10円
				カラー(A3判)	80円
				カラー(A3判未満)	50円
		スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	100円
		マイクロフィルムをA3判以下の用紙に印刷した場合		用紙1面につき	10円
		その他の場合			
	電 磁 的 記 録	用紙に出力した場合	用紙1面につき	白黒(A3判まで)	10円
				カラー(A3判)	80円
				カラー(A3判未満)	50円
		CD-R等の光ディスクに複写した場合		光ディスク1枚につき	100円
		その他の場合			
写しの送付に要する費用		郵便等による送付			実費相当額

第1号様式(第3条関係)

公 文 書 公 開 請 求 書	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住所 〒	
氏名	
〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕	
電話番号	
那覇市情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。	
請求する 公文書の 名 称 、 内 容	公文書を特定することができるように、公文書の件名、知りたい事項又は 年度、期間その他参考となる事項をできるだけ具体的に記入してください。
公 開 の 方 法	希望する番号を○で囲んでください。
	1 閲 覧 2 視 聴 3 聴 取 4 写しの交付 (郵送希望： ☐ する・ ☐ しない)
手数料該 当事由の 有 無	手数料該当事由： ☐ あり・ ☐ なし
	請求者に手数料該当事由がある場合、該当番号を○で囲んでください。 (写しの交付について、条例に定める手数料の納付が必要となります。) 1 株式会社(有限会社を含む。)、合名会社、合資会社、合同会社又は外国会社 2 1に掲げる会社の事業のために公開請求をする当該会社の役員又は従業員 3 営利を目的とする事業のために公開請求をする当該事業を営む団体又は当該 団体の役員若しくは従業員 4 営利を目的とする事業のために公開請求をする当該事業を営む個人又はその 従業員 5 1～4に掲げるものの代理人
備 考	

注1 写しの交付については、有料となります。

2 対応が可能な場合、カラー複写、CD-R等による交付も行います。希望する場合は、備考欄
に記入してください。

第2号様式(第3条関係)

第 号 年 月 日	
様	
那覇市長	
補 正 通 知 書	
年 月 日付けで提出のあった公文書公開請求書について、次のとおり不備がありますので、那覇市情報公開条例第6条第3項の規定により補正を求めます。	
公 開 請 求 の あ っ た 公 文 書 の 名 称 、 内 容	
補正を求める事項	
補正書の提出期限	年 月 日
補 正 の 参 考 と な る 情 報	
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)

注1 補正は、別紙「補正書」（第3号様式）により行ってください。

- 2 この補正に要した日数は、那覇市情報公開条例第13条第1項本文に規定する公開決定等の期間に算入されません。
- 3 提出期限までに補正書の提出がない場合、今回の公開請求については、応じられないことがあります。

第3号様式(第3条関係)

補 正 書 年 月 日 那覇市長 宛 住 所 〒 氏 名 〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕 電話番号 年 月 日付け 第 号で通知のあった公文書公開請求書の補正の内容については、次のとおりです。	
補正の内容	

第4号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日	
那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会 様	
那覇市長	
存 否 応 答 拒 否 報 告 書	
年 月 日付け公文書の公開請求に対し、那覇市情報公開条例第10条第1項の規定により次のとおり公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否したので、同条第2項の規定により報告します。	
公開請求の あった公文書 の名称、内容	
存否応答に係 る規定を適用 する理由	
事務担当課	部 課 (担当 連絡先)

第5号様式(第4条関係)

第 号 年 月 日	
那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会 様	
那覇市長	
権利濫用に伴う公開請求拒否報告書	
年 月 日付け公文書の公開請求に対し、那覇市情報公開条例第 11条第1項の規定により次のとおり権利の濫用として当該公開請求を拒否したの で、同条第3項の規定により報告します。	
公開請求の あった公文書 の名称、内容	
権利濫用に係 る規定を適用 す る 理 由	
事務担当課	部 課 (担当 連絡先)

第6号様式(第5条関係)

(表)

第 号		
年 月 日		
様		
那覇市長		
公 文 書 公 開 決 定 通 知 書		
年 月 日付け公開請求のあった公文書については、那覇市情報公開条例第12条第1項の規定により、その全部を公開することを決定したので、通知します。		
1 公開請求のあった公文書の名称、内容		
2 公開することと決定した公文書の名称		
3 公開の日時(期間)及び場所又は手数料等の納付期限		
来庁による公開	閲覧・視聴・聴取	日時 年 月 日(午前・午後) 時から(午前・午後) 時までの間 場所
	写しの交付	期間 年 月 日から 年 月 日までの間 場所

(裏)

郵送等 による 公開	手数料等の納付期限 年 月 日	※納付の確認ができ次第、写 しを送付します。
4 事務担当課	部 課 (担当 連絡先)	

(注)3の日時(期間)又は期限について、都合が悪い場合には、事前に電話等で担当に御連絡ください。

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第7号様式(第5条関係)

(表)

第 号 年 月 日		
様 那覇市長 公 文 書 部 分 公 開 決 定 通 知 書 年 月 日付け公開請求のあった公文書については、那覇市情報公開条例第12条第1項の規定により、その一部を公開することを決定したので、通知します。		
1 公開請求のあった公文書の名称、内容		
2 一部公開することと決定した公文書の名称		
3 公開の日時(期間)及び場所又は手数料等の納付期限		
来庁による公開	閲覧・視聴・聴取	日時 年 月 日(午前・午後) 時から(午前・午後) 時までの間 場所
	写しの交付	期間 年 月 日から 年 月 日までの間 場所
郵送等による公開	手数料等の納付期限 年 月 日	※納付の確認ができ次第、写しを送付します。
4 公開しない部分		

(裏)

5 公開しないこととする根拠規定及び当該根拠規定を適用する理由	根拠規定 那覇市情報公開条例第 条第 項第 号 適用の理由
6 非公開情報に該当しなくなる時期（条例第12条第5項に該当する場合のみ）	年 月 日 ※ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後改めて公開請求が必要となります。
7 事務担当課	部 課(担当 連絡先)

(注)3の日時(期間)又は期限について、都合が悪い場合には、事前に電話等で担当に御連絡ください。

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式(第5条関係)

(表)

第 号	
年 月 日	
様	
那覇市長	
公 文 書 非 公 開 決 定 通 知 書	
年 月 日付け公開請求のあった公文書については、那覇市情報公開条例第12条第2項の規定により、次のとおり公開しないことを決定したので、通知します。	
1 公開請求のあった公文書の名称、内容	
2 公開しないことと決定した公文書の名称	
3 公開しないこととする根拠規定	那覇市情報公開条例 ☐ 第7条第1項第 号（非公開情報） ☐ 第10条第1項(存否応答拒否) ☐ 第11条第1項(権利濫用に伴う拒否) ☐ 第12条第2項(公文書不存在) に該当
4 3の根拠規定を適用する理由	

(裏)

5 非公開情報に該当しなくなる時期(条例第12条第5項に該当する場合のみ)	年 月 日 ※ただし、公文書の公開を希望する場合は、同日以後改めて公開請求が必要となります。
6 事務担当課	部 課 (担当 連絡先)

(教示)

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第9号様式(第6条関係)

第 号 年 月 日		
様		
那覇市長		
公文書公開決定等の期間延長通知書		
年 月 日付け公開請求のあった公文書については、那覇市情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開決定等の期間を延長したので、通知します。		
公 開 請 求 の あ っ た 公 文 書 の 名 称、 内 容		
那覇市情報公開 条例第13条第1 項の規定による 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
延 長 後 の 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
延 長 の 理 由		
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)	

第10号様式(第7条関係)

		第 号
		年 月 日
様		
那覇市長		
公文書公開決定等の期限特例通知書		
年 月 日付け公開請求のあった公文書については、那覇市情報 公開条例第14条第1項の規定により、次のとおり公開決定等に係る期限等を定めた ので、通知します。		
公開請求のあった 公文書の名称、内容		
那覇市情報公開条例 第 1 4 条 第 1 項 を 適 用 す る 理 由		
請求のあった公 文書のうちの相 当の部分につい て公開決定等を する期間及び部 分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	部 分	
残りの公文書につい て公開決定等をする 期限	年 月 日	
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)	

第11号様式(第8条関係)

第 号 年 月 日	
様 那覇市長	
意 見 照 会 書	
那覇市情報公開条例第6条第1項の規定により公開請求のあった公文書において、あなた（貴団体）に関する情報が記録されていますので、同条例第15条（第1項・第2項）の規定により通知します。本件公開請求に係る公文書の公開決定等を行うことについて意見がある場合は、別紙「公文書の公開に対する意見書」（第12号様式）を提出してください。	
公開請求の対象 となった公文書 の名称、内容	
公 開 請 求 の あ っ た 日	年 月 日
公文書に記載さ れているあなた （貴団体）に関す る情報の内容	
那覇市情報公開 条例第15条第2項 に該当する場合 は、該当する条項 及びその理由	那覇市情報公開条例第15条第2項（第1号・第2号）に該当理由
意 見 書 の 提 出 期 限	年 月 日
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)

注1 この意見照会は、公開請求に係る公文書について公開決定等を行う際に参考とするために
行うものです。

2 提出期限までに意見書の提出がない場合は、公文書の公開に異議がないものとして扱います。

第12号様式(第8条関係)

公文書の公開に対する意見書 年 月 日 那覇市長 宛 住 所 〒 氏 名 〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務 所又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕 電話番号 年 月 日付け 第 号で照会のあった件について、次のとおり回答 します。	
公文書の公開に 対 する 意 見 の 区 分	該当する番号を○で囲んでください。 1 公文書の公開について異議がある。 2 公文書の公開について異議がない。
公文書の公開に 対する意見 （公文書の公開に 異議がある場合 は、公開されると 支障がある部分 及びその理由）	

第13号様式(第8条関係)

(表)

第 号 年 月 日 様 那覇市長 公文書公開決定に係る通知書 年 月 日付けで公開請求のあったあなた(貴団体)に関する情報が記録されている公文書について、次のとおり(全部・一部)を公開する旨決定したので、那覇市情報公開条例(第15条第3項・第21条第1項において準用する第15条第3項)の規定により通知します。	
公開請求の対象 となった公文書 の名称、内容	
公開決定をした 公文書に記録さ れているあなた (貴団体)に関す る情報の内容	
公 開 決 定 を し た 理 由	
公文書の公開を 実 施 す る 日	年 月 日
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)

（裏）

（教示）

1 不服申立て

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として（那覇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

（注） 条例第21条において準用する第15条第3項の規定による通知の場合、1及び3の教示は省略すること。

第14号様式(第9条関係)

第 号 年 月 日	
様 那覇市長	
公文書の公開の実施に係る催告書	
下記公文書の公開について、 年 月 日付け 第 号により通知した日時(期間)における公開の実施に応じなかったため、改めて、公開の実施の日時(期間)及び場所を指定します。	
なお、今回改めて指定した日時(期間)において、正当な理由なく公開の実施に応じないときは、那覇市情報公開条例第16条第5項の規定により、公文書の公開を実施したものとみなします。	
公 開 請 求 の あった公文書の 名 称 、 内 容	
改めて指定する 公開の実施の 日 時 (期 間) 及 び 場 所	
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)

第15号様式(第9条関係)

第 号 年 月 日	
様	
那覇市長	
納 付 催 告 書	
下記公文書の公開の実施について、 年 月 日付け 第 号により通知した公文書の写しの交付に係る手数料又は写しの作成に係る費用及び写しの送付に係る費用について、納付期限(年 月 日)を過ぎておりますが、 年 月 日現在まだ納付を確認できておりません。 そこで、改めて納付の期限を指定しますので、下記納付期限までに先に送付した納付書により納付してください。 なお、正当な理由なく下記納付期限までに納付がないときは、那覇市情報公開条例第16条第7項において準用する同条第5項の規定により、公文書の公開を実施したものとみなします。	
公 開 請 求 の あつた公文書の 名 称 、 内 容	
改めて指定する 納 付 期 限	年 月 日
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)

第16号様式(第11条関係)

公 文 書 公 開 決 定 等 異 議 申 立 書 年 月 日 那覇市長 宛 住 所 〒 氏 名 印 〔 法人その他の団体にあつては、名称、事務所 又は事業所の所在地及び代表者の氏名 〕 年 齢 歳 電話番号 年 月 日付け公開請求のあった公文書の公開決定等に対して、 那覇市情報公開条例第19条第1項の規定により、次のとおり異議申立てをします。	
公開請求の あった公文書 の名称、内容	
異議申立てに 係 る 決 定	
公開決定等を 知 っ た 日	年 月 日
異 議 申 立 て の 趣 旨 及 び 理 由	
市長の教示の 有 無 及 び そ の 内 容	

第17号様式(第12条関係)

第 号 年 月 日	
様	
那覇市長	
執行停止決定通知書	
年 月 日付け 第 号で通知した公文書の公開について、公開の実施を停止することとしたので、那覇市情報公開条例施行規則第12条第1項の規定により通知します。	
公開請求の あった公文 書の名称、 内 容	
停 止 す る 根 拠 規 定 及 び 理 由	(根拠規定) 那覇市情報公開条例施行規則第12条第1項 (1) 第三者からの不服申立てにおいて併せて執行停止の申立てがあり、市長がこれを認めたため (2) 市長が職権により執行停止を行うこととしたため (理由)
事務担当課	部 課 (担当 連絡先)

第18号様式(第12条関係)

第 号 年 月 日	
様	
那覇市長	
執 行 不 停 止 決 定 通 知 書	
年 月 日付け で執行停止の申立てのあった件について、公開の実施を停止しないこととしたので、那覇市情報公開条例施行規則第12条第2項の規定により通知します。	
公開請求の あった公文書 の名称、 内 容	
停止しない こととした 理 由	
事務担当課	部 課 (担当 連絡先)

第19号様式(第14条関係)

第 号 年 月 日	
様	
那覇市長	
審 査 会 諮 問 通 知 書	
年 月 日付け公開決定等に対する異議申立てについて、那覇市情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、那覇市情報公開条例第20条第1項の規定により通知します。	
公 開 請 求 の あ っ た 公 文 書 の 名 称、 内 容	
異 議 申 立 て に 係 る 公 開 決 定 等	年 月 日付け 第 号
	公開決定等の内容
異 議 申 立 て の 内 容	
諮問をした日	年 月 日
事 務 担 当 課	部 課 (担当 連絡先)

那覇市規則第13号

平成26年 3 月 27 日

公 布 済

那覇市観光審議会規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市観光審議会規則

那覇市観光功労者表彰審査委員会規則(平成15年那覇市規則第61号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市観光審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 観光基本計画の策定に関すること。
- (2) 本市の観光功労者の表彰に関すること。
- (3) その他観光関連の施策に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 観光産業関係者
- (3) 本市を除く関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（除斥）

第7条 委員は、自己又はその配偶者、父母、子、祖父母、孫若しくは兄弟姉妹に係る第2条第2号に関する事件については、その議事に参与することができない。

（関係者の出席）

第8条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、経済観光部観光課において行う。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第14号

平成26年 3 月27日

公 布 済

那覇市消防本部等の名称変更に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部等の名称変更に伴う関係規則の整理等に関する規則

(那覇市消防職員手帳規則の一部改正)

第1条 那覇市消防職員手帳規則(1958年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
第2条 手帳の貸与者は <u>消防長</u> とし、消防職員の身分を有するものに交付する。	第2条 手帳の貸与者は <u>消防局長</u> とし、消防職員の身分を有するものに交付する。																				
第3条 <u>消防長</u> は、手帳を交付するときは、 <u>消防本部備付</u> の「消防手帳交付、返納原簿」(別記第1号様式)に番号を記載し、その番号を手帳の表とびらに記載しなければならない。	第3条 <u>消防局長</u> は、手帳を交付するときは、 <u>消防局備付け</u> の「消防手帳交付、返納原簿」(別記第1号様式)に番号を記載し、その番号を手帳の表とびらに記載しなければならない。																				
2 [略]	2 [略]																				
第9条 <u>消防長</u> は、1ヵ月に1回以上期日を定めて手帳を検閲しなければならない。	第9条 <u>消防局長</u> は、1ヵ月に1回以上期日を定めて手帳を検閲しなければならない。																				
2 前項の規定にかかわらず <u>消防長</u> は、消防司令補以上の職員をして手帳を検閲させることができる。	2 前項の規定にかかわらず <u>消防局長</u> は、消防司令補以上の職員をして手帳を検閲させることができる。																				
3 [略]	3 [略]																				
第11条 手帳を亡失したときは、別記第3号様式により遅滞なく <u>消防長</u> に届け出なければならない。	第11条 手帳を亡失したときは、別記第3号様式により遅滞なく <u>消防局長</u> に届け出なければならない。																				
2 [略]	2 [略]																				
第12条 手帳は、消防職員が退職その他消防職員でなくなったときは、直ちに <u>消防長</u> に返納しなければならない。	第12条 手帳は、消防職員が退職その他消防職員でなくなったときは、直ちに <u>消防局長</u> に返納しなければならない。																				
2 [略]	2 [略]																				
第13条 <u>消防長</u> は、前条第2項の規定により返納があったときは、別記第1号様式に整理しなければならない。	第13条 <u>消防局長</u> は、前条第2項の規定により返納があったときは、別記第1号様式に整理しなければならない。																				
[別表 別記]	[別表 別記]																				
別記第1号様式	別記第1号様式(第13条関係)																				
<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>消防長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>消防長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		<u>消防長</u>	[略]	[略]		<u>消防長</u>	[略]	[略]		<table><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>消防局長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td><u>消防局長</u></td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	[略]		<u>消防局長</u>	[略]	[略]		<u>消防局長</u>	[略]	[略]	
[略]																					
<u>消防長</u>	[略]																				
[略]																					
<u>消防長</u>	[略]																				
[略]																					
[略]																					
<u>消防局長</u>	[略]																				
[略]																					
<u>消防局長</u>	[略]																				
[略]																					
別記第2号様式	別記第2号様式(第11条関係)																				

[略] <u>消防長殿</u> [略] [別記第3号様式 別記]	[略] <u>消防局長 宛</u> [略] [別記第3号様式 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別表]

別表

制式	[略]		
	用紙	とびら表 第 1 葉	(1) 中央上部に制服無帽正面上半身の写真をはりつけ「 <u>那覇市消防長印</u> 」にて割印する (2) 手帳番号、階級氏名及び貸与年月日を記入し <u>消防長</u> の印を押す (3)～(4) [略]
	[略]		

[改正後 別表]

別表(第4条関係)

制式	[略]		
	用紙	とびら表 第 1 葉	(1) 中央上部に制服無帽正面上半身の写真をはりつけて「 <u>那覇市消防局長印</u> 」にて割印する (2) 手帳番号、階級氏名及び貸与年月日を記入し <u>消防局長</u> の印を押す (3)～(4) [略]
	[略]		

[改正前 別記]

別記第3号様式

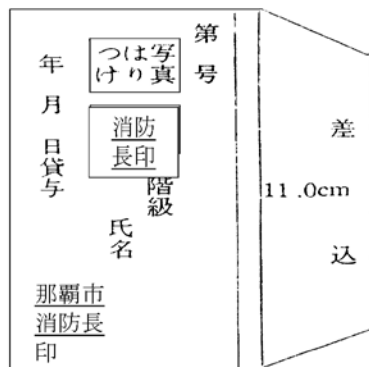
[略]

消防長殿

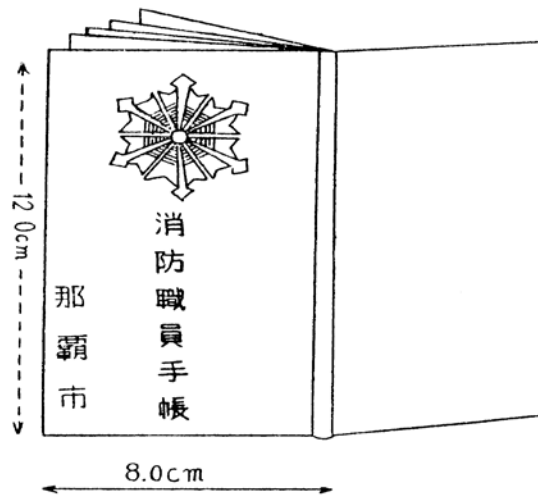
[略]

表とびら第 1 葉表

6.0cm

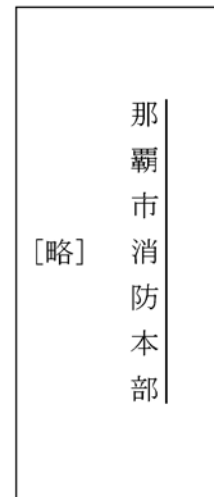
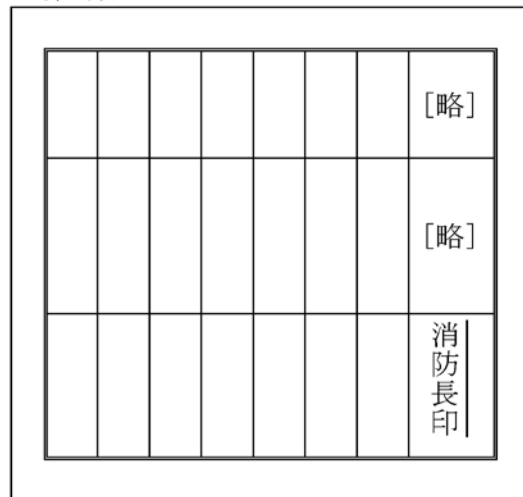


手 帳 表 面



[略]

表とびら第2葉



[略]

[改正後 別記]

別記第3号様式(第11条関係)

[略]

消防長 宛

[略]

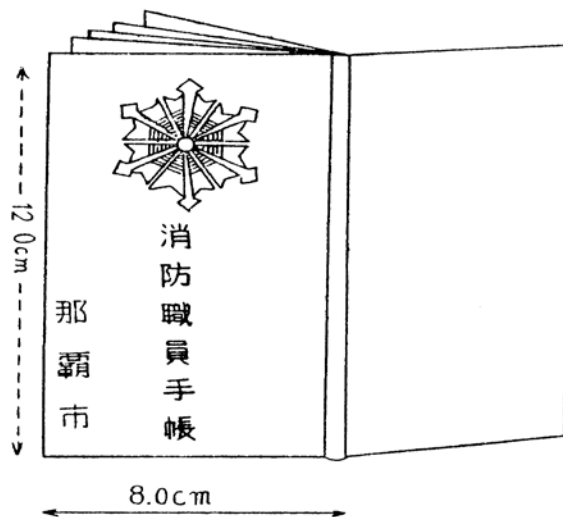
表とびら第 1 葉表

6.0cm

年 月 日貸与	つは写 けり真	第 号	差
	消防局 長印		
	階級		込
	氏名		
那覇市 消防局長 印			

11.0cm

手 帳 表 面



[略]

表とびら第2葉

								[略]
								[略]
								消防局長印

[略]

那 覇 市 消 防 局

[略]

(那覇市消防吏員服制規則の一部改正)

第2条 那覇市消防吏員服制規則(1967年那覇市規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委任) 第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>消防長</u> が別に定める。 [別表 別記]	(委任) 第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>消防局長</u> が別に定める。 [別表 別記]
備考 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 改正前の欄中の図(以下「改正図」という。)の表示に対応する改正後の欄中の図の表示がない場合には、当該改正図を削る。	

[改正前 別表]

別表(第2条関係)

種別			服制	
〔略〕				
冬服	〔略〕			
	上衣	製式	〔略〕	
			階級章	黒の台地とし、上下両縁に金色刺しゅう状を施し、中央に平織金線及び銀色消防章を付ける。階級章は、右胸部に付ける。ただし、 <u>消防長</u> の職にある者は、これを付けないことができる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
			〔略〕	
〔略〕				
〔略〕				
活動服甲種	上衣	〔略〕		
		製式	前後面	カッター式の長そでとし、ひじ部を二重布とする。ポケットは、胸部左右に各1個とし、ふたを付ける。背面上部に、 <u>那覇市消防本部NAHA F.D.</u> の文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。
			〔略〕	
	〔略〕			
活動服乙種	上衣	色又は地質		<u>濃紺又は淡青で難燃素材の合成繊維とし、えり、肩章、ポケット及びそでにオレンジ色を配する。</u>
		製式	前後面	<u>カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。</u>
	〔略〕			

種				ポケットは、胸部左右に各1個とし、ふたを付ける。 後面には、幅300ミリメートルの <u>金色の刺しゅうで那覇消防NAHA F.D.の文字を施す。</u> <u>形状は、図のとおりとする。</u>
			肩章	<u>夏服上衣と同様とする。</u>
	ズボン	色又は地質		<u>上衣と同様とする。</u>
		製式		<u>長ズボンとし、ポケットは左右側方及び右側後方に各1個とし、ふたを付け、マジックテープで留める。</u> <u>ひざ及びでん部を二重布とする。</u> <u>形状は、図のとおりとする。</u>
	バンド			<u>活動服上衣と同色の合成繊維で、幅が50ミリメートルのバックル式又はピン式とする。</u>
ジャンパー	[略]			
	製式	前面		前面はチャック式とする。ポケットは側腹部左右に各1個付け、ロットボタン付きのふたをする。濃紺色の台地にオレンジ色の刺しゅうで <u>那覇市消防本部</u> の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 形状は、図のとおりとする。
				[略]
[略]				
冬救急服	上衣	[略]		
		製式	前面	台えり付シャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックをいれる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付ける。胸部左右のポケットにはふたを付ける。 えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりを付ける。 青色の台地に白色の刺しゅうで <u>那覇市消防本部</u> の文字を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 形状は、図のとおりとする。
				[略]
[略]				
救助服	上衣	[略]		
		製式	前後面	カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個を付ける。オレンジ色の台地に黒色の刺しゅうで <u>那覇市消防本部</u> の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 後面には、幅300ミリメートルの黒色の刺しゅうで <u>那覇消防RESCUE</u> の文字を施す。

			形状は、図のとおりとする。
		[略]	
	[略]		
	[略]		

図

[略]

活動服甲種

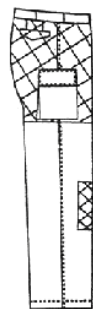
[略]

活動服乙種

前面



ズボン



後面



消防長章

[略]

[略]

〔改正後 別記〕

別表(第2条関係)

種別		服制		
[略]				
冬服	[略]			
	上衣	製式	[略]	
			階級章	黒の台地とし、上下両縁に金色刺しゅう状を施し、中央に平織金線及び銀色消防章を付ける。階級章は、右胸部に付ける。ただし、 <u>消防局長</u> の職にある者は、これを付けないことができる。 形状及び寸法は、図のとおりとする。
			[略]	
[略]				
[略]				
活動服	上衣	製式	前 後	カッター式の長そでとし、ひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個とし、ふたを付ける。 背面上部に、 <u>那覇市消防局NAHA F.D.</u> の文字を表示する。 形状は、図のとおりとする。
			面	
			[略]	
	[略]			
ジャンパー	製式	前面	前面はチャック式とする。ポケットは側腹部左右に各1個付け、ロットボタン付きのふたをする。濃紺色の台地にオレンジ色の刺しゅうで <u>那覇市消防局</u> の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 形状は、図のとおりとする。	
			[略]	
	[略]			
冬救急服	上衣	制式	前面	台えり付シャツカラーの長そでとし、ウエストラインにタックをいれる。 比翼仕立てとし、胸部左右に各1個、左肩下に1個のポケットを付ける。胸部左右のポケットにはふたを付ける。 えりに、ポリエステルと綿との混紡糸を使用した白のブロードの替えりを付ける。 青色の台地に白色の刺しゅうで <u>那覇市消防局</u> の文字を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 形状は、図のとおりとする。
			[略]	
	[略]			
[略]				
救	上衣	[略]		

助 服	製式	前後 面	カッター式の長そでとし、胸部、背部及びひじ部を二重布とする。 ポケットは、胸部左右に各1個を付ける。オレンジ色の台地に黒色の刺しゅうで那覇市消防局の文字及び氏名を施し、左胸部にマジックテープで付ける。 後面には、幅300ミリメートルの黒色の刺しゅうで那覇消防RESCUEの文字を施す。 形状は、図のとおりとする。
		[略]	
	[略]		
	[略]		

図

[略]

活動服

[略]

消防長章

[略]

[略]

(那覇市予算決算規則の一部改正)

第3条 那覇市予算決算規則(1971年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部長 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長(局長を含む。以下同じ。)、 <u>消防長</u> 、生涯学習部長及び議会事務局長をいう。 (2) 副部長 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第1項に規定する副部長、 <u>副消防長</u> 、生涯学習部副部長及び議会事務局次長をいう。 (3) 課長 市長の事務部局、 <u>消防本部</u> 、	(用語の意義) 第2条 [略] (1) 部長 那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長(局長を含む。以下同じ。)、 <u>消防局長</u> 、生涯学習部長及び議会事務局長をいう。 (2) 副部長 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)第2条第1項に規定する副部長、 <u>消防局次長</u> 、生涯学習部副部長及び議会事務局次長をいう。 (3) 課長 市長の事務部局、 <u>消防局</u> 、教

教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に置かれる課（これに相当する組織を含む。）、出納室並びに学校その他の教育機関の長をいう。	育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に置かれる課（これに相当する組織を含む。）、出納室並びに学校その他の教育機関の長をいう。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市火災予防条例施行規則の一部改正）

第4条 那覇市火災予防条例施行規則（昭和47年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（禁止行為の解除） 第2条の2 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>消防長</u>又は消防署長は、第1項の規定による申請を受理した場合で、禁止行為の解除を承認することを決定したときは、禁止行為の解除承認通知書（第1号様式の2）を申請者に交付するものとする。 （基準の特例適用申請） 第9条の2 〔略〕 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。 （1）～（2） 〔略〕 （3） その他<u>消防長</u>が必要と認める図書 3 第1項の申請は、次の各号のいずれかに該当した場合で、次条第2項の<u>消防長</u>又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに行うものとする。 （1）～（3） 〔略〕 （申請書及び届出書） 第10条 〔略〕 2 <u>消防長</u>又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書（禁止行為の解除承認申請書を	（禁止行為の解除） 第2条の2 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>消防局長</u>又は消防署長は、第1項の規定による申請を受理した場合で、禁止行為の解除を承認することを決定したときは、禁止行為の解除承認通知書（第1号様式の2）を申請者に交付するものとする。 （基準の特例適用申請） 第9条の2 〔略〕 2 〔略〕 （1）～（2） 〔略〕 （3） その他<u>消防局長</u>が必要と認める図書 3 第1項の申請は、次の各号のいずれかに該当した場合で、次条第2項の<u>消防局長</u>又は消防署長が火災予防上支障がないと認めたときに行うものとする。 （1）～（3） 〔略〕 （申請書及び届出書） 第10条 〔略〕 2 <u>消防局長</u>又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書（禁止行為の解除承認申請書を

除く。)にあっては承認印(第14号様式)を、届出書にあっては確認済印(第14号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。

(申出書)

第11条 [略]

2 [略]

3 消防長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証(第16号様式)及び少量危険物タンク検査済証(第17号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第18号様式)を申出者に交付するものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に消防長が定める。

第13号様式(第9条関係)

[略]

[略]

那覇市消防長 宛

[略]

備考 [略]

第13号様式の2(第9条関係)

[略]

[略]

那覇市消防長 宛

[略]

備考 [略]

第14号様式(第10条関係)

[略]

「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に消防長又は消防署長を記入する。

第14号様式の2(第10条関係)

を除く。)にあっては承認印(第14号様式)を、届出書にあっては確認済印(第14号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。

(申出書)

第11条 [略]

2 [略]

3 消防局長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証(第16号様式)及び少量危険物タンク検査済証(第17号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第18号様式)を申出者に交付するものとする。

(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に消防局長が定める。

第13号様式(第9条関係)

[略]

[略]

那覇市消防局長 宛

[略]

備考 [略]

第13号様式の2(第9条関係)

[略]

[略]

那覇市消防局長 宛

[略]

備考 [略]

第14号様式(第10条関係)

[略]

「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に消防局長又は消防署長を記入する。

第14号様式の2(第10条関係)

〔略〕 「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に<u>消防長</u>又は消防署長を記入する。 第15号様式(第11条関係) 〔略〕 〔略〕 <u>那覇市消防長</u> 宛 〔略〕 備考 〔略〕 第16号様式(第11条関係) 〔略〕 〔略〕 <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> ㊞ 備考 〔略〕 第17号様式(第11条関係) 〔略〕 <u>那覇市消防本部</u> 〔略〕 〔略〕 備考〔略〕 第18号様式(第11条関係) 〔略〕 <u>那覇市消防本部</u> 〔略〕 〔略〕 備考〔略〕	〔略〕 「那消」の次に課の頭文字を、「那覇市」の次に<u>消防局長</u>又は消防署長を記入する。 第15号様式(第11条関係) 〔略〕 〔略〕 <u>那覇市消防局長</u> 宛 〔略〕 備考 〔略〕 第16号様式(第11条関係) 〔略〕 〔略〕 <u>那覇市消防局</u> <u>消防局長</u> ㊞ 備考 〔略〕 第17号様式(第11条関係) 〔略〕 <u>那覇市消防局</u> 〔略〕 〔略〕 備考〔略〕 第18号様式(第11条関係) 〔略〕 <u>那覇市消防局</u> 〔略〕 〔略〕 備考〔略〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市危険物の規制に関する規則の一部改正）

第5条 那覇市危険物の規制に関する規則(昭和47年那覇市規則第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（仮貯蔵等の承認） 第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取扱	（仮貯蔵等の承認） 第2条 法第10条第1項ただし書の規定により、危険物を仮に貯蔵し、又は仮に取扱

いをしようとする者は、危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書（第1号様式）正本、副本各1通を消防長に提出しなければならない。

- 2 消防長は、前項の危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書の副本に承認証印（第2号様式）を押印して申請者に交付する。

（製造所等の設置又は変更許可証）

第3条 消防長は、令第6条の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置許可申請書及び令第7条の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更許可申請書を受理した場合で、令第3章の規定による技術上の基準に適合するものであると認めたときは、許可書（第3号様式）を交付する。

（製造所等の変更届）

第4条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、それぞれ当該各号に掲げる届出書により遅滞なく消防長を経て市長に届け出なければならない。

（1）～（5） [略]

- 2 [略]

（製造所等の工事変更届）

第5条 法第11条第1項の規定による設置又は変更の許可を受けた者が、許可後の事情の変更により製造所等の設置若しくは変更を行わないこととなったとき、又は着工若しくは完成の予定期日を6月以上変更したときは、製造所等工事変更届（第9号様式）により速やかに消防長を経て市長に届け出なければならない。

（許可書等の再交付）

第7条 法令又はこの規則に定める許可書、認可書、完成検査済証及び水張水圧検査済証等の交付を受けた者が亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により再交付を受けようとするときは、許可書等再交付

いをしようとする者は、危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書（第1号様式）正本、副本各1通を消防局長に提出しなければならない。

- 2 消防局長は、前項の危険物仮貯蔵（仮取扱）承認申請書の副本に承認証印（第2号様式）を押印して申請者に交付する。

（製造所等の設置又は変更許可証）

第3条 消防局長は、令第6条の規定による製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置許可申請書及び令第7条の規定による製造所等の位置、構造又は設備の変更許可申請書を受理した場合で、令第3章の規定による技術上の基準に適合するものであると認めたときは、許可書（第3号様式）を交付する。

（製造所等の変更届）

第4条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「関係者」という。）は、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、それぞれ当該各号に掲げる届出書により遅滞なく消防局長を経て市長に届け出なければならない。

（1）～（5） [略]

- 2 [略]

（製造所等の工事変更届）

第5条 法第11条第1項の規定による設置又は変更の許可を受けた者が、許可後の事情の変更により製造所等の設置若しくは変更を行わないこととなったとき、又は着工若しくは完成の予定期日を6月以上変更したときは、製造所等工事変更届（第9号様式）により速やかに消防局長を経て市長に届け出なければならない。

（許可書等の再交付）

第7条 法令又はこの規則に定める許可書、認可書、完成検査済証及び水張水圧検査済証等の交付を受けた者が亡失、滅失、汚損、破損その他の理由により再交付を受けようとするときは、許可書等再交付

申請書(第11号様式)により消防長に申請しなければならない。

(届出の受理)

第11条 法令及びこの規則の規定に基づき、市長又は消防長に提出された届出書を受理したときは、それぞれ届出書の副本に受理印(第13号様式)を押印して届出者に返付する。

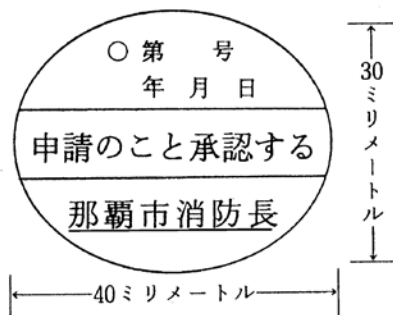
(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に消防長が定める。

第1号様式

[略]
 那覇市消防長 殿
 昭和 年 月 日
 [略]

第2号様式



[略]

第3号様式

[略]
 那覇市消防長 ㊞

第4号様式

[略]
 那覇市長 殿
 [略]

申請書(第11号様式)により消防局長に申請しなければならない。

(届出の受理)

第11条 法令及びこの規則の規定に基づき、市長又は消防局長に提出された届出書を受理したときは、それぞれ届出書の副本に受理印(第13号様式)を押印して届出者に返付する。

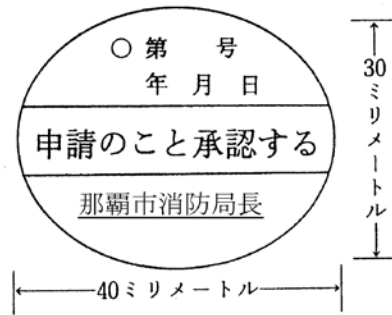
(委任)

第12条 この規則の施行について必要な事項は、別に消防局長が定める。

第1号様式(第2条関係)

[略]
 那覇市消防局長 宛
 年 月 日
 [略]

第2号様式(第2条関係)



[略]

第3号様式(第3条関係)

[略]
 那覇市消防局長 ㊞

第4号様式(第4条関係)

[略]
 那覇市長 宛
 [略]

第5号様式

[略]
那覇市長 殿
[略]

第6号様式

[略]
那覇市長 殿
[略]

第7号様式

[略]
那覇市長 殿
[略]

第8号様式

[略]
那覇市長 殿
[略]

第9号様式

[略]
那覇市長 殿
[略]

第10号様式

[略]
那覇市消防長 印

第11号様式

[略]
那覇市消防長 殿
[略]

第12号様式第5号様式(第4条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第6号様式(第4条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第7号様式(第4条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第8号様式(第4条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第9号様式(第5条関係)

[略]
那覇市長 宛
[略]

第10号様式(第6条関係)

[略]
那覇市消防局長 印

第11号様式(第7条関係)

[略]
那覇市消防局長 宛
[略]

第12号様式(第9条関係)

[略] 昭和 年 月 日 [略] 那覇市消防長 ⑩ [略] 第13号様式 [略] ← 40 ミリメートル → ○印欄には、課の頭文字を記入する。 [略]	[略] 年 月 日 [略] 那覇市消防局長 ⑩ [略] 第13号様式(第11条関係) [略] ← 40 ミリメートル → ○印欄には、課の頭文字を記入する。 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市消防本部の組織等に関する規則の一部改正) 第6条 那覇市消防本部の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)の一部を次のように改正する。	

改正前	改正後																
<u>那覇市消防本部の組織等に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき、<u>那覇市消防本部</u>(以下「本部」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 <u>本部</u>に次の課及び係を置く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>総務課</td><td>[略] 企画係</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>警防課</td><td>[略] 救助係</td></tr> </table>	課	係	総務課	[略] 企画係	[略]		警防課	[略] 救助係	<u>那覇市消防局の組織等に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)の規定に基づき、<u>那覇市消防局</u>(以下「局」という。)の組織等について必要な事項を定めるものとする。 (組織) 第2条 <u>局</u>に次の課及び係を置く。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>課</th><th>係</th></tr> <tr> <td>総務課</td><td>[略] 企画広報係</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>警防課</td><td>[略] 救助係</td></tr> </table>	課	係	総務課	[略] 企画広報係	[略]		警防課	[略] 救助係
課	係																
総務課	[略] 企画係																
[略]																	
警防課	[略] 救助係																
課	係																
総務課	[略] 企画広報係																
[略]																	
警防課	[略] 救助係																

[略]

(本部職員の職及び階級)

第3条 本部に消防長及び副消防長を、課に課長を、係に係長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、本部に参事を、課に副参事、主幹又は主査を、係に主任、主任主事又は主事を置くことができる。
- 3 消防職員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。ただし、参事、課長、副参事、主幹、係長、主査、主任、主任主事及び主事については、消防長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。

職名	階級
<u>消防長</u>	[略]
<u>副消防長</u> 参事	[略]
[略]	

(消防長、副消防長、課長等の職務)

第4条 消防長は、市長の命を受けて消防事務を統轄し、消防職員(以下「職員」という。)を指揮監督する。

- 2 副消防長は、消防長を補佐して消防事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～4 [略]

(職務の代理)

第5条 消防長に事故があるとき、又は消防長が欠けたときは、副消防長がその職務を代理する。

- 2 消防長及び副消防長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ市長が定めた者が消防長の職務を代理する。

指揮第1係
指揮第2係
指揮第3係

[略]

(局職員の職及び階級)

第3条 局に消防局長及び次長を、課に課長を、係に係長を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、局に参事を、課に副参事、主幹又は主査を、係に主任、主任主事又は主事を置くことができる。
- 3 消防職員の職名及び階級は、次の表のとおりとし、同表の左欄に掲げる職は、同表の右欄に掲げる階級にある者をもって充てる。ただし、参事、課長、副参事、主幹、係長、主査、主任、主任主事及び主事については、消防局長が特に必要と認めるときは、消防吏員以外の消防職員のうちからこれに充てることができる。

職名	階級
<u>消防局長</u>	[略]
<u>次長</u> 参事	[略]
[略]	

(消防局長、次長、課長等の職務)

第4条 消防局長は、市長の命を受けて消防事務を統轄し、消防職員(以下「職員」という。)を指揮監督する。

- 2 次長は、消防局長を補佐して消防事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3～4 [略]

(職務の代理)

第5条 消防局長に事故があるとき、又は消防局長が欠けたときは、次長がその職務を代理する。

- 2 消防局長及び次長ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ市長が定めた者が消防局長の職務を代理する。

3 課長に事故があるときは、主務の係長が、主務の係長にも事故があるときは、消防長が定める係長がその職務を代理する。

（分掌事務）

第7条 総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

（1）～（2） [略]

（3） 消防本部訓令の制定に関すること。

（4）～（12） [略]

2～5 [略]

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

付 則

3 当分の間、第2条の表中「

<u>警防課</u>	<u>警防係</u> <u>救助係</u>
------------	--------------------------

」とあるのは、「

<u>警防課</u>	<u>警防係</u> <u>救助係</u> <u>大隊指揮隊第1係</u> <u>大隊指揮隊第2係</u> <u>大隊指揮隊第3係</u>
------------	---

」とする。

3 課長に事故があるときは、主務の係長が、主務の係長にも事故があるときは、消防局長が定める係長がその職務を代理する。

（分掌事務）

第7条 [略]

（1）～（2） [略]

（3） 消防局訓令の制定に関すること。

（4）～（12） [略]

2～5 [略]

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、消防局長が別に定める。

付 則

備考

1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

（那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正）

第7条 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則（昭和48年那覇市規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に定める部の長、会計管理者、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び<u>副消防長</u>をもって組織し、委員長は総務部長をもつ	（組織） 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に定める部の長、会計管理者、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び<u>消防局次長</u>をもって組織し、委員長は総務部長をもつ

て充てる。	って充てる。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市職員試験委員会規則の一部改正）

第8条 那覇市職員試験委員会規則（昭和49年那覇市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に定める部の長、会計管理者、政策統括調整監、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、<u>副消防長</u>及び人事課長をもって組織する。 2 [略]	（組織） 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例（1966年那覇市条例第13号）第1条に定める部の長、会計管理者、政策統括調整監、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、<u>消防局次長</u>及び人事課長をもって組織する。 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市庁舎管理規則の一部改正）

第9条 那覇市庁舎管理規則（昭和50年那覇市規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
別表（第3条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>庁舎管理者</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>消防本部庁舎</td><td><u>消防長</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	区分	庁舎管理者	[略]		消防本部庁舎	<u>消防長</u>	[略]		[略]		別表（第3条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>庁舎管理者</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>消防局庁舎</td><td><u>消防局長</u></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	区分	庁舎管理者	[略]		消防局庁舎	<u>消防局長</u>	[略]		[略]	
区分	庁舎管理者																				
[略]																					
消防本部庁舎	<u>消防長</u>																				
[略]																					
[略]																					
区分	庁舎管理者																				
[略]																					
消防局庁舎	<u>消防局長</u>																				
[略]																					
[略]																					
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。																					

（那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第10条 那覇市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和51年那覇市規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（書類の提出） 第2条 この規則により定められた書類で市長に提出するものは、<u>消防長</u>を経由して提出しなければならない。 2 <u>消防長</u>は、前項の書類を受理した場合には、意見を付して遅滞なく市長に提出しなければならない。 （公務災害補償原簿）	（書類の提出） 第2条 この規則により定められた書類で市長に提出するものは、<u>消防局長</u>を経由して提出しなければならない。 2 <u>消防局長</u>は、前項の書類を受理した場合には、意見を付して遅滞なく市長に提出しなければならない。 （公務災害補償原簿）

第15条 消防長は、補償の実施の状況を明らかにするため、消防団員等公務災害補償原簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。	第15条 消防局長は、補償の実施の状況を明らかにするため、消防団員等公務災害補償原簿を備え、必要な事項を記入しなければならない。
---	--

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市消防長に対する事務委任規則の一部改正）

第11条 那覇市消防長に対する事務委任規則（昭和52年那覇市規則第47号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防長に対する事務委任規則</u> 次に掲げる事務は、<u>消防長</u>に委任する。 (1)～(5) [略]	<u>那覇市消防局長に対する事務委任規則</u> 次に掲げる事務は、<u>消防局長</u>に委任する。 (1)～(5) [略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市消防訓練礼式規則の一部改正）

第12条 那覇市消防訓練礼式規則（昭和54年那覇市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項及び第23条第2項の規定による那覇市の消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に定めるところによるほか、<u>消防長</u>が定めるところによる。	消防組織法（昭和22年法律第226号）第16条第2項及び第23条第2項の規定による那覇市の消防吏員及び消防団員の訓練及び礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に定めるところによるほか、<u>消防局長</u>が定めるところによる。

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市庁議規則の一部改正）

第13条 那覇市庁議規則（昭和59年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（構成） 第4条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、政策統括調整監、各部の長、<u>消防長</u>、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長及び上下水道部長で構成する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員（市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び政策統括調整監を除く。以下この項において同じ。）に事故がある	（構成） 第4条 庁議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長、政策統括調整監、各部の長、<u>消防局長</u>、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長及び上下水道部長で構成する。 2 前項の規定にかかわらず、同項に定める構成員（市長、副市長、上下水道事業管理者、教育長及び政策統括調整監を除く。以下この項において同じ。）に事故がある

とき又は構成員が欠けたときは、副部長（ <u>消防本部</u> にあつては <u>副消防長</u> 、会計管理者にあつては出納室長）の職にある者が出席するものとする。	とき又は構成員が欠けたときは、副部長（ <u>消防局</u> にあつては <u>次長</u> 、会計管理者にあつては出納室長）の職にある者が出席するものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市物品会計規則の一部改正）

第14条 那覇市物品会計規則（平成3年那覇市規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）課 市長の事務部局、消防本部、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に置かれる課（これに相当する組織を含む。）、出納室並びに学校その他の教育機関をいう。 （2）～（8） [略] （補助職員の設置） 第5条 [略] 2 物品出納員は、別表第2に掲げる設置箇所に、物品分任出納員は、課（この項において、<u>消防本部</u>にあつては<u>総務課</u>、議会事務局にあつては<u>庶務課</u>をいう。）に1人を置く。 3 [略]	（用語の定義） 第2条 [略] （1）課 市長の事務部局、<u>消防局</u>、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に置かれる課（これに相当する組織を含む。）、出納室並びに学校その他の教育機関をいう。 （2）～（8） [略] （補助職員の設置） 第5条 [略] 2 物品出納員は、別表第2に掲げる設置箇所に、物品分任出納員は、課（この項において、議会事務局にあつては、<u>庶務課</u>をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）に1人を置く。 3 [略]

備考

- 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 第6条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。
- 3 第6条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第15条 那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3号様式（第19条関係）	第3号様式（第19条関係）

[略] <table border="1"> <tr> <td>実 施 機 関</td> <td data-bbox="555 201 608 230">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	実 施 機 関	[略]	[略]		消防長		[略]		[略] <table border="1"> <tr> <td>実 施 機 関</td> <td data-bbox="1086 201 1139 230">[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防局長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	実 施 機 関	[略]	[略]		消防局長		[略]	
実 施 機 関	[略]																
[略]																	
消防長																	
[略]																	
実 施 機 関	[略]																
[略]																	
消防局長																	
[略]																	
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。																	

（那覇市消防表彰規則の一部改正）

第16条 那覇市消防表彰規則（平成4年那覇市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（表彰の対象） 第2条 表彰の対象となる個人又は団体は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） <u>消防本部</u>、消防署及び消防団（以下「<u>消防本部等</u>」という。） （3）～（4） [略] （表彰状の授与） 第4条 表彰状の授与は、消防職員、消防団員、<u>消防本部等</u>又は消防隊で次に掲げる事項について功労又は善行があると認められるものに対し、市長、<u>消防長</u>、消防署長又は消防団長が行う。 （1）～（4） [略] （感謝状の授与） 第5条 感謝状の授与は、部外の個人又は団体で次に掲げる事項について功労又は善行があると認められるものに対し、市長、<u>消防長</u>又は消防署長が行う。 （1）～（3） [略] （賞詞の授与） 第6条 賞詞の授与は、消防職員又は消防団員で功労があると認められるもの（第4条の規定に該当する者を除く。）に対し<u>消防長</u>、消防署長又は消防団長が行う。 （表彰の推薦） 第8条 <u>消防本部</u>課長、室長、消防署長及び消防団長は、表彰に値する功労又は善行があると認めるときは、表彰推薦書（様式）	（表彰の対象） 第2条 [略] （1） [略] （2） <u>消防局</u>、消防署及び消防団（以下「<u>消防局等</u>」という。） （3）～（4） [略] （表彰状の授与） 第4条 表彰状の授与は、消防職員、消防団員、<u>消防局等</u>又は消防隊で次に掲げる事項について功労又は善行があると認められるものに対し、市長、<u>消防局長</u>、消防署長又は消防団長が行う。 （1）～（4） [略] （感謝状の授与） 第5条 感謝状の授与は、部外の個人又は団体で次に掲げる事項について功労又は善行があると認められるものに対し、市長、<u>消防局長</u>又は消防署長が行う。 （1）～（3） [略] （賞詞の授与） 第6条 賞詞の授与は、消防職員又は消防団員で功労があると認められるもの（第4条の規定に該当する者を除く。）に対し<u>消防局長</u>、消防署長又は消防団長が行う。 （表彰の推薦） 第8条 <u>消防局</u>課長、室長、消防署長及び消防団長は、表彰に値する功労又は善行があると認めるときは、表彰推薦書（様式）

式)により <u>消防長</u> に推薦するものとする。 (表彰審査会)	により <u>消防局長</u> に推薦するものとする。 (表彰審査会)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 会長に <u>消防長</u> を、副会長に <u>副消防長</u> を、委員に <u>消防本部課長</u> 、室長、消防署長及び消防団長をもって充てる。	3 会長に <u>消防局長</u> を、副会長に <u>次長</u> を、委員に <u>消防局課長</u> 、室長、消防署長及び消防団長をもって充てる。
4～5 [略]	4～5 [略]
<u>様式</u> [略] <u>消防長</u> 殿 [略]	<u>様式(第8条関係)</u> [略] <u>消防局長</u> 宛 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市消防本部消防職員委員会規則の一部改正)

第17条 那覇市消防本部消防職員委員会規則(平成8年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防本部消防職員委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第17条第3項の規定に基づき<u>消防長</u>に準ずる職について並びに同条第4項の規定に基づき<u>消防職員委員会</u>(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。 (<u>消防長</u>に準ずる職) 第2条 法第17条第3項の規則で定める<u>消防長</u>に準ずる職は、<u>副消防長</u>及び<u>消防本部総務課長</u>とする。 (委員の定数) 第4条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分(以下「組織区分」という。)ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、12人とする。 (1) <u>消防本部</u> [略] (2)～(5) [略] (委員の指名) 第5条 <u>消防長</u>は、組織区分ごとに当該組織	<u>那覇市消防職員委員会規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第17条第3項の規定に基づき<u>消防局長</u>に準ずる職について並びに同条第4項の規定に基づき<u>那覇市消防職員委員会</u>(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。 (<u>消防局長</u>に準ずる職) 第2条 法第17条第3項の規則で定める<u>消防局長</u>に準ずる職は、<u>次長</u>及び<u>消防局総務課長</u>とする。 (委員の定数) 第4条 [略] (1) <u>消防局</u> [略] (2)～(5) [略] (委員の指名) 第5条 <u>消防局長</u>は、組織区分ごとに当該組

区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 [略]

（意見取りまとめ者）

第7条 消防長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任することができない。

2 意見取りまとめ者の定数は、次の各号に掲げる組織の区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるとおりとし、総定数は、3人とする。

(1) 消防本部 [略]

(2)～(3) [略]

3～4 [略]

（委員会の会議及び議事等）

第9条 [略]

2 [略]

3 委員会は、消防長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。

4～5 [略]

（委員会の意見）

第10条 委員会は、審議の結果を消防長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防長に提出するものとする。

（委員会の審議の結果等の周知）

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防長に対する意見を含めた審議の概要を周知するも

組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員の推薦に基づき指名するものとする。

2 [略]

（意見取りまとめ者）

第7条 消防局長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員の推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任することができない。

2 [略]

(1) 消防局 [略]

(2)～(3) [略]

3～4 [略]

（委員会の会議及び議事等）

第9条 [略]

2 [略]

3 委員会は、消防局長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。

4～5 [略]

（委員会の意見）

第10条 委員会は、審議の結果を消防局長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防局長に提出するものとする。

（委員会の審議の結果等の周知）

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防局長に対する意見を含めた審議の概要を周知する

のとする。 (委任) 第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>消防長</u>が定める。 様式(第8条関係) [略] 那覇市消防本部消防職員委員会規則第7条の規定により、意見を提出します。 [略] [略]	ものとする。 (委任) 第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>消防局長</u>が定める。 様式(第8条関係) [略] 那覇市消防職員委員会規則第8条の規定により、意見を提出します。 [略] [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 (那覇市公印規則の一部改正) 第18条 那覇市公印規則(平成9年那覇市規則第10号)の一部を次のように改正する。	

改正前	改正後
(職務代理の場合の公印) 第19条 市長、会計管理者、福祉事務所長又は<u>消防長</u>の職務を職務代理者が代理する場合は、職務代理者は、職務を代理される者の公印を使用するものとする。 [別表第3 別記] [別表第4 別記]	(職務代理の場合の公印) 第19条 市長、会計管理者、福祉事務所長又は<u>消防局長</u>の職務を職務代理者が代理する場合は、職務代理者は、職務を代理される者の公印を使用するものとする。 [別表第3 別記] [別表第4 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第3(第5条関係)

消防本部の庁印

名称	主用途	管守者
<u>消防本部印</u>	<u>消防本部名</u> をもってする文書	<u>消防本部総務課長</u>
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第5条関係)

消防局の庁印

名称	主用途	管守者
<u>消防局印</u>	<u>消防局名</u> をもってする文書	<u>消防局総務課長</u>
[略]		

[改正前 別記]

別表第4(第5条関係)

消防本部の職印

名称	主用途	管守者
消防長印	[略]	消防本部総務課長
	消防長名をもってする文書	消防本部総務課長
[略]		
消防団長印	[略]	消防本部総務課長
消防本部課長印	消防本部課長名をもってする文書	消防本部各課長

〔改正後 別記〕

別表第4(第5条関係)

消防局の職印

名称	主用途	管守者
消防局長印	[略]	消防局総務課長
	消防局長名をもってする文書	消防局総務課長
[略]		
消防団長印	[略]	消防局総務課長
消防局課長印	消防局課長名をもってする文書	消防局各課長

(那覇市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第19条 那覇市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年那覇市規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
次世代育成支援対策推進法施行令(平成15年政令第372号)第2項の規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。 <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>消防長</td><td>消防長が任命する職員</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	[略]		消防長	消防長が任命する職員	[略]		[略] <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> <tr> <td>消防局長</td><td>消防局長が任命する職員</td></tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td></tr> </table>	[略]		消防局長	消防局長が任命する職員	[略]	
[略]													
消防長	消防長が任命する職員												
[略]													
[略]													
消防局長	消防局長が任命する職員												
[略]													
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。													

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第15号

平成26年 3 月 27 日

公 布 済

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則(昭和56年那覇市規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(委員の任命又は委嘱) 第2条 協議会の委員は、次に掲げる者で構成し、市長が任命又は委嘱する。 (1) 市議会議員 2人 (2) 教育委員会委員 1人 (3) 教育長 1人 (4) 国及び県の青少年関係機関及び施設の職員 10人以内 (5) 家庭裁判所の職員 1人 (6) 青少年関係団体の構成員 10人以内 (7) その他学識経験のある者 5人以内 第3条～第5条 [略]	第2条～第4条 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第16号
平成26年 3 月 27 日
公 布 済

那覇市古波蔵ふれあい館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市古波蔵ふれあい館条例施行規則を廃止する規則

那覇市古波蔵ふれあい館条例施行規則（平成13年那覇市規則第27号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

.....

那覇市規則第17号
平成26年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係規則の整備等に関する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 課 市長の事務部局、<u>消防本部</u>、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に置かれる課(これに相当する組織を含む。)、出納室並びに学校その他の教育機関をいう。 (4) [略] (支出命令書の発行) 第45条 [略] 2～5 [略] 6 停電等やむを得ない事由により、手書きによる支出命令書を発行し、又は手書きによる支出負担行為書を添付した場合において、当該事由が解消したときは、直ちに当該書類と同一内容の書類を<u>電子計算組織</u>により作成し、当該書類に添付しなければならない。 [別表 別記]	(用語の定義) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 課 市長の事務部局、<u>消防局</u>、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局及び議会事務局に置かれる課(これに相当する組織を含む。)、出納室並びに学校その他の教育機関をいう。 (4) [略] (支出命令書の発行) 第45条 [略] 2～5 [略] 6 停電等やむを得ない事由により、手書きによる支出命令書を発行し、又は手書きによる支出負担行為書を添付した場合において、当該事由が解消したときは、直ちに当該書類と同一内容の書類を<u>電子情報処理システム</u>により作成し、当該書類に添付しなければならない。 [別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所	収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]		[略]	
市民文化部	[略]		

	市民課	[略]
	[略]	
[略]		
都市計画部	[略]	
	地籍調査準備室	室長
[略]		
消防本部	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) [略]

設置箇所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	
市民文化部	[略]			
	ハイサイ市民課	[略]		
	[略]			
[略]				
都市計画部	[略]			
	地籍調査課	課長		
[略]				
消防局	[略]			
[略]				

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部の長等の職)	(部の長等の職)
第2条 [略]	第2条 [略]
2～4 [略]	2～4 [略]
5 総務部に防災担当の参事監及び参事を置き、参事監に <u>消防長</u> 、参事に <u>副消防長</u> をもって充てる。	5 総務部に防災担当の参事監及び参事を置き、参事監に <u>消防局長</u> 、参事に <u>消防局次長</u> をもって充てる。
(企画財務部における課の分掌事務)	(企画財務部における課の分掌事務)
第6条 [略]	第6条 [略]
2～3 [略]	2～3 [略]
4 行政経営課の分掌事務は、次のとおりと	4 [略]

する。 (1) <u>都市経営に関すること。</u> (2) <u>事務管理及び能率に関すること。</u> (3) [略] (4) <u>行財政改革の推進に関すること。</u> (5) <u>行財政改革に関する指針等の策定及び総合調整に関すること。</u> (6) <u>経営改革アクションプランに関すること。</u> (7) [略] (8) <u>行政評価に関すること。</u> (9) <u>経営資源の配分システムの総合調整に関すること。</u> (10) [略] (11) <u>中核市に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u> (12) [略] 5～8 [略] （市民文化部における課の分掌事務） 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>市民課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) <u>出産育児一時金及び葬祭費の受付</u>に関すること。 (15)～(24) [略] 4 文化振興課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] 5 [略] （経済観光部における課の分掌事務） 第8条 商工農水課の分掌事務は、次のとおりとする。	(1) [略] (2) <u>経営改革の推進に関すること。</u> (3) <u>事務の管理及び改善に関すること。</u> (4) [略] (5) [略] (6) [略] 5～8 [略] （市民文化部における課の分掌事務） 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>ハイサイ市民課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(13) [略] (14) 葬祭費の受付に関すること。 (15)～(24) [略] (25) <u>国民年金保険料の納付免除申請の受付に関すること。</u> 4 [略] (1)～(6) (7) <u>新文化芸術発信拠点施設の建設及び管理運営に関すること。</u> 5 [略] （経済観光部における課の分掌事務） 第8条 [略]
--	---

(1) <u>産業振興基本構想</u>の策定に関する こと。 (2) <u>産業立地及び企業誘致</u>に関する こと。 (3) 商工業の<u>指導育成</u>に関する こと。 (4) [略] (5) 特産品及び<u>伝統工芸の指導育成</u>に 関すること。 (6) [略] (7) <u>IT創造館</u>に関する こと。 (8) [略] (9) <u>小口融資</u>に関する こと。 (10) [略] (11) <u>流通対策</u>に関する こと。 (12) <u>商業適正配置</u>に関する こと。 (13)～(15) [略] (16) <u>職業訓練</u>に関する こと。 (17)～(18) [略] (19) <u>農漁業生産基盤の整備及び沿岸漁 場の整備</u>に関する こと。 (20) <u>漁港及び水産施設の管理</u>に 関すること。 (21) [略] 2～3 [略] (福祉部における課の分掌事務) 第10条 [略] 2～3 [略] 4 保護管理課の分掌事務は、次のとおりと する。 (1)～(10) [略]	(1) <u>産業振興基本構想等</u>の策定に 関すること。 (2) <u>企業誘致</u>に関する こと。 (3) 商工業の<u>振興</u>に関する こと。 (4) [略] (5) 特産品及び<u>伝統工芸</u>に関する こと。 (6) [略] (7) <u>ITインキュベート施設</u>に 関すること。 (8) [略] (9) <u>小口融資等</u>に関する こと。 (10) [略] (11) <u>流通政策</u>に関する こと。 (12)～(14) [略] (15)～(16) [略] (17) <u>農業生産基盤及び水産業生産基盤 の整備</u>に関する こと。 (18) <u>漁港施設、水産施設等の管理</u>に 関すること。 (19) <u>水産業振興計画等の策定</u>に 関すること。 (20) [略] (21) <u>ガス事業法(昭和29年法律第51号) に基づく立入検査等</u>に 関すること。 (22) <u>その他産業政策</u>に 関すること。 2～3 [略] (福祉部における課の分掌事務) 第10条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号) の実施</u>に関する こと。 (2)～(11) [略]
---	--

5 保護第一課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u>の実施に関すること。 (2) [略]	5 [略] (1) <u>生活保護法</u>の実施に関すること。 (2) [略]
6 保護第二課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) <u>生活保護法の実施に関すること。</u> (健康部における保健所及び課の分掌事務) 第10条の2 [略] 2 健康増進課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(28) [略] (29) <u>古波蔵ふれあい館に関すること。</u>	6 保護第二課の分掌事務は、<u>生活保護法の実施に関することとする。</u> 7 保護第三課の分掌事務は、<u>生活保護法の実施に関することとする。</u> (健康部における保健所及び課の分掌事務) 第10条の2 [略] 2 [略] (1)～(28) [略]
3 [略] 4 生活衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>診療所及び助産所の開設許可等</u>に関すること。 (8)～(15) [略] 5～6 [略] (都市計画部における課の分掌事務) 第12条 [略] 2 建築指導課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] (11) <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)</u>に関すること(住宅及び建築物に限る。) (12)～(14) [略] 3～4 [略] 5 契約検査課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略]	3 [略] 4 [略] (1)～(6) [略] (7) <u>病院、診療所及び助産所の開設許可等</u>に関すること。 (8)～(15) [略] 5～6 [略] (都市計画部における課の分掌事務) 第12条 [略] 2 [略] (1)～(10) [略] (11) <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)</u>に関すること(住宅及び建築物に限る。) (12)～(14) [略] 3～4 [略] 5 [略] (1)～(3) [略]

(4) 建設工事競争入札参加資格審査委員会に関すること。

(5) 建設工事指名業者選定委員会に関すること。

(6) 工事請負及び調査、測量、設計委託等の入札及び契約に関すること。

(7) [略]

6 地籍調査準備室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(支所)

第14条 市民課に首里支所、小禄支所及び真和志支所を置く。

(総括課)

第15条 次の表の左欄に掲げる部の同表の中欄に掲げる課を当該部の総括課とし、第5条から第13条までに定める当該課の所掌事務のほか、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

部	総括課	事務
[略]		[略]
健康部	<u>健康増進課</u>	
[略]		

[別表 別記]

(4) 建設工事及び建設工事に伴う業務委託の入札参加資格者の審査及び登録に関すること。

(5) 建設工事(予定価格が130万円を超えるものに限る。)及び建設工事に伴う業務委託(予定価格が50万円を超えるものに限る。)に係る業者選定、入札及び契約に関すること。

(6) [略]

6 地籍調査課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(支所)

第14条 ハイサイ市民課に首里支所、小禄支所及び真和志支所を置く。

(総括課)

第15条 [略]

部	総括課	事務
[略]		[略]
健康部	<u>国民健康保険課</u>	
[略]		

[別表 別記]

備考

- 1 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。
- 5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	所	課	室
[略]			
市民文化部		[略]	
		市民課	
		文化振興課	
		[略]	
経済観光部		商工農水課	企業立地雇用対策室
		[略]	
[略]			
福祉部		[略]	
		保護第二課	
[略]			
都市計画部		[略]	
		地籍調査準備室	
[略]			

〔改正後 別記〕

別表（第1条関係）

部	所	課	室
[略]			
市民文化部		[略]	
		ハイサイ市民課	
		文化振興課	新市民会館建設室
		[略]	
経済観光部		商工農水課	
		[略]	
[略]			
福祉部		[略]	
		保護第二課	
		保護第三課	
[略]			
都市計画部		[略]	
		地籍調査課	
[略]			

（那覇市職員の給与に関する規則の一部改正）

第3条 那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
〔略〕		
〔略〕 市民課	〔略〕	
〔略〕		
〔略〕		

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
[略]		
[略] ハイサイ市民課	[略]	
[略]		
[略]		

(那覇市現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第6 別記]	[別表第6 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
[略]		
[略] 市民課	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第6(第7条関係)

勤務箇所	現業職員	調整額
[略]		
[略] ハイサイ市民課 [略]	[略]	

（那覇市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

第5条 那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第6号様式 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]	[第6号様式 別記] [第15号様式 別記] [第16号様式 別記]
備考 1 第2条の表備考3の規定は、この表による改正について準用する。 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 3 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

第6号様式

[略]

[略]	受 付 窓 口
	☐ <u>本庁市民課</u> [略]

[改正後 別記]

第6号様式

[略]

[略]	受 付 窓 口
	<u>ハイサイ市民課</u> ☐ <u>本庁</u> [略]

[改正前 別記]

第15号様式

[略]

受 付 窓 口	担当主査	記録	作成	受付	国民健康保険課
・本庁市民課 ・真和志支所 ・首里支所 ・小禄支所					[略]

(国保加入 <u>6ヶ月</u> 未満) ☐ <u>資格確認済</u>	1 前住所地で国保	
	2 社保扶養	
	3 社保本人加入1年未満	
[略]		

[改正後 別記]

第15号様式

[略]

(国保加入 <u>6箇月</u> 未満) ☐ <u>資格確認済み</u>	1 前住所地で国保	国民健康保険課
	2 社保扶養	
	3 社保本人加入1年未満	
[略]		[略]

[改正前 別記]

第16号様式

[略]

受 付 窓 口	[略]	[略]
・ <u>本庁市民課</u> ・ 真和志支所		
[略]		

[改正後 別記]

第16号様式

[略]

受 付 窓 口	[略]	[略]
<u>ハイサイ市民課</u>		
・ <u>本庁</u> ・ 真和志支所		
[略]		

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第18号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則及び那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市福祉のまちづくり条例施行規則及び那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

（那覇市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第1条 那覇市福祉のまちづくり条例施行規則（平成20年那覇市規則第53号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第1（第2条、第3条、第6条関係）

区分	生活関連施設	特定生活 関連施設	一部特定生 活関連施設
建築物	1 社会福祉施設 (1)～(9) 〔略〕 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第12項</u> に規定する障害者支援施設 (11) 〔略〕	〔略〕	
	2～22 〔略〕		
〔略〕			

[改正後 別記]

別表第1（第2条、第3条、第6条関係）

区分	生活関連施設	特定生活 関連施設	一部特定生 活関連施設
建築物	1 〔略〕 (1)～(9) 〔略〕 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) <u>第5条第11項</u> に規定する障害者支援施設 (11) 〔略〕	〔略〕	
	2～22 〔略〕		
〔略〕			

（那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正）

第2条 那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第56号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(障害者総合支援法関係) 第12条 地方自治法第153条第2項の規定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下この条において「法」という。)に基づく事務のうち所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 法第21条第1項の規定による<u>障害程度区分</u>の認定に関すること。 (4)～(20) [略] (21) 法第52条の規定による自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条第2号の更生医療に限る。以下同じ。)の支給認定に関すること。 (22)～(31) [略] (32) 法第77条の規定による地域生活支援事業(法第5条第27項の福祉ホームに関することを除く。)の実施に関すること。	(障害者総合支援法関係) 第12条 [略] (1)～(2) [略] (3) 法第21条第1項の規定による<u>障害支援区分</u>の認定に関すること。 (4)～(20) [略] (21) 法第52条の規定による自立支援医療費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第2号の更生医療に限る。以下同じ。)の支給認定に関すること。 (22)～(31) [略] (32) 法第77条の規定による地域生活支援事業(法第5条第26項の福祉ホームに関することを除く。)の実施に関すること。
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第19号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市役所支所事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市役所支所事務分掌規則(1962年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 支所の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) [略] (9) <u>学令児童生徒</u>の転入学申請受付等に関すること。 (10) [略] (11) <u>出産育児一時金及び葬祭費の支給</u>に関すること。 (12) <u>国民年金手帳の再交付申請受付に</u> <u>関すること。</u> (13) <u>国民健康保険手帳の交付に</u> <u>関すること。</u> (14) [略] 第5条 <u>市民課長</u>は、所管事務について支所長に指示することができる。 第6条 職員の事務分担は、<u>市民課長</u>の承認を得て、支所長が定める。	第2条 [略] (1)～(8) [略] (9) <u>学齢児童生徒</u>の転入学申請受付等に関すること。 (10) [略] (11) <u>葬祭費の受付</u>に関すること。 (12) <u>国民健康保険の被保険者証の交付</u> <u>に</u>関すること。 (13) [略] 第5条 <u>ハイサイ市民課長</u>は、所管事務について支所長に指示することができる。 第6条 職員の事務分担は、<u>ハイサイ市民課長</u>の承認を得て、支所長が定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第20号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則(昭和47年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の2 [略] (年次有給休暇の日数) 第18条 条例第9条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数)とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第1項から第3項までの規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、これらの規定により付与すべきものとされている日数とする。 (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) [略]	(時間外勤務を命ずる際の考慮) 第8条の2 [略] 2 任命権者は、当該職員が<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u>であるときは、<u>再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</u> (年次有給休暇の日数) 第18条 [略] (1) 斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。) 20日に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数 (2) [略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第21号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員退職手当支給条例施行規則(昭和47年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第2号様式 別記]	[第2号様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第2号様式(第2条関係)

退職手当支給額計算書

氏名			生年月日			年齢		
所属								
退職事由			採用年月日			退職年月日		

	開始年月日～終了年月日	期 間	換算率	除算期間(C)	年 月
在職期間(A)		年 月		勤続年数	年 月
前職期間(B)		年 月		(A) + (B) - (C)	
休職期間		年 月		所得税期間	
		年 月		適用条項	
		年 月			
		年 月			

算定月数	1			算定合計月数	
	2			長期勤続者について 退職手当の基本額の調整	
	3				
	4			算定基礎月数 (F)	
	5			定年前早期退職者 特例加算年数	
	6				

給料月額 減額前日	減 額 前 適用条項	減額日前日までの 算定基礎月数 (D)	減額前算定 給料表名	減額前給号給	減 額 前 給料月額
減額前特例定 年前早期退職 率		減額前特例加算 額定年前早期退職		減額前算定基礎 給料月額 小計	
減額前給料 の調整額		減額前教職調整 額		減額前算定基礎 給料月額 合計 (E)	

給料表名	給料級号給	給料月額	算定給料表名	算定給料級号給	算定給料月額
.....					
特例加算定 年前早期退職 率		特例加算額 定年前早期退職		算定基礎給料月 額 小計	
給料の調整額		教職調整額		算定基礎給料月 額 合計 (G)	

(E) × (D) + (G) × ((F) - (D))		退職手当の基本額(I) = 退職手当の基本額(H) × 自己都合の支給割合			
退職手当の基本額(H)		自己都合の支給割合		退職手当の基本額(I)	
退職手当の調整額適用(最高60月までの支給)	月数	退職手当の調整額	退職手当の調整額(決定額)(J)	一般の退職手当額(I) + (J)	
最低保障額算定				一般の退職手当額 最低保障額	
付則第18項による加算額①				支給額② 一般の退職手当額 + ①	
区分	退職所得控除額	退職所得控除額控除後	課税退職所得額	所得税③	
退職所得控除後の基礎額		市区町村民税④	都道府県民税⑤	住民税一括徴収税⑥	
⑦		⑧	控除額(③～⑧)合計⑨	差引支給額 ② - ⑨	
				⑩	
				⑪	
受給者住所				差額差引支給額 ⑪ - ⑩	
受給者氏名					

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

退職手当支給額計算書

氏名		生年月日		年齢	
退職時所属			職名		
退職事由		採用年月日		退職年月日	

	開始年月日～終了年月日	期 間	換算率	除算期間(C)	年 月
在職期間(A)		年 月		勤続年数	年 月
前職期間(B)		年 月		(A) + (B) - (C)	
休職期間		年 月		所得税期間	
		年 月		適用条項	
		年 月			
		年 月			

給料月額 減額日前日	減 額 前 適用条項	減額日前日までの 算定合計月数 (D)	減額前算定 給料表名	減額前級号給	減 額 前 給料月額
減額前給料 の調整額		減額前教職調整 額		減額前算定基礎 給料月額 小計	
減額前特例定 年前早期退職 率		減額前特例加算 額定年前早期退 職		減額前算定基礎 給料月額 合計 (E)	

算定月数	1			算定合計月数	
	2			長期勤続者について 退職手当の基本額の調整	
	3			算定基礎月数 (F)	
	4			定年前早期退職者 特例加算年数	
	5				
	6				

給料表名	給料級号給	給料月額	算定給料表名	算定給料級号給	算定給料月額
給料の調整額		教職調整額		算定基礎給料 月額 小計	
特例加算 定年前早期退 職率		特 例 加 算 額 定年前早期退職		算定基礎給料 月額 合計 (G)	

(E) × (D) + (G) × ((F) - (D))		退職手当の基本額(I) = 退職手当の基本額(H) × 自己都合の支給割合			
退職手当の 基本額(H)		自己都合の 支給割合		退職手当の基本 額 (I)	
退職手当の調 整額適用(最高 60月までの支 給)	月数	退職手当の 調整額	退職手当の調 整 額 (決定額) (J)	一般の退職手当 額 (I) + (J)	
最低保障額算 定				一般の退職手当 額 最低保障額	
付則第18項による加算額①				支給額② 一般の退職手当額 + ①	
区分	退職所得控除額	退職所得控除額控除後	課税退職所得額	所得税③	
退職所得控除後の基礎額		市区町村民税④	都道府県民税⑤	住民税一括徴収額⑥	
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	
⑫		⑬控除額(③～⑫の計)		差引支給額 ② - ⑬	
				⑭	
				⑮	
受給者住所				差額差引支給額 ⑮ - ⑭	
受給者氏名					

那覇市規則第22号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員等の旅費支給条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員等の旅費支給条例施行規則(昭和49年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2 等 級 の 職務にあ る者	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、副部長、参事、課長、館長、施設長、室長、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、支所長、議会事務局長、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3 等 級 の 職務にあ る者	主幹、専門主幹、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員
[略]	

[改正後 別記]

別表(第9条関係)

職員等の職務等級区分表

区分	職員等
[略]	
2 等 級 の 職務にあ る者	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、副部長、参事、課長、館長、施設長、室長、 <u>所長</u> 、中央公民館の館長、図書館の館長、園長、担当副参事、副参事、支所長、議会事務局長、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、消防正監、消防監、消防司令長
3 等 級 の 職務にあ る者	主幹、専門主幹、専任館長、係長、主査、専門主査、主任医師、主任歯科医師、学芸員主査、専門員主査、保育所長、児童館長、指導主事、主任教諭、副所長、中央公民館を除く公民館の館長、分館長、 <u>社会教育主事、教育相談員主査</u> 、消防司令、消防司令補、消防士長、予防主査、総合現業

	主査、調理主査、主任調理員、環境整備主査、運転主査、プラント整備主査、主任環境整備員、主任運転手、主任予防技術員、主任プラント整備員、 <u>主任総合現業員</u>
[略]	

那覇市規則第23号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則（平成8年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(様式) 第2条 次の表の左欄に掲げる文書の様式は、それぞれ同表右欄に掲げるところによる。 [表 別記] [第1号様式 別記] [第6号様式 別記]	(様式) 第2条 [略] [表 別記] [第1号様式 別記] [第6号様式 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

文書	様式
[略]	
条例第13条第2項の規定による <u>印鑑登録の抹消通知書</u>	[略]
[略]	

[改正後 別記]

[第2条の表]

文書	様式
[略]	
条例第13条第2項の規定による <u>印鑑登録抹消通知書</u>	[略]
[略]	

[改正前 別記]

第1号様式

(表)

印 鑑 登 録 に 関 す る 申 請 書 等

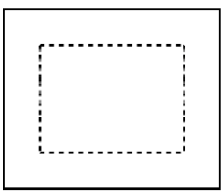
- ☐印鑑登録 ☐暗証番号登録 ☐印鑑登録証切替・引替
☐印鑑登録証亡失 ☐印鑑登録証廃止 ☐暗証番号変更・廃止
☐市民カード交付・変更・引替(住民票・税に関する証明書)
☐市民カード紛失 ☐市民カード廃止

印 鑑 登 録 番 号	
印鑑登録証番号 (市民カード)	

年 月 日

那覇市長 様

次のとおり申請します。(□保証人付「TEL」 □照会書 □代理人)

本 人	登録する印鑑	住 所	那覇市		
		ふ り が な			
		氏 名	印		
		生 年 月 日	年 月 日	男・女	
		暗 証 番 号			
		旧 番 号	印鑑()	住民票()	

〔注〕 1 この申請は、那覇市印鑑条例等により取り扱います。

2 官公署発行の身分証明書(写真添付)の提示により本人確認ができる場合は即日登録できます。

3 代理人による申請は、本人が出張中、入院中等の理由以外はできません。

4 代理人による申請の場合は、裏面の代理人の欄に代理人が記入して、代理権授与通知書の欄は本人が記入してください(本人の意思確認を行います)。

5 自動交付機又は証明書簡易申請機を利用する場合は、暗証番号の登録が必要です。

6 本人以外は、暗証番号の登録及び変更申請はできません。

1 亡失・廃止に関する事項 (□回収 □未回収)

印 鑑 登 録 番 号	
印鑑登録証番号(IDカード)	
理 由	□紛失 □焼失 □盗難 □不要 □破損・汚損

〔注〕 必ず、印鑑登録証を添えて申請してください(印鑑登録証を亡失したときは必要ありません)。

2 本人確認に関する事項

確 認 事 項	番 号 等	発 行 日	発 行 者
☐ 運転免許証			公安委員会
☐ パスポート			
☐ 身分証明書			
☐ 回答書	No. 照会日 年 月 日	期限日 年 月 日	回答日 年 月 日
☐ 保証書 (聞取事項・その他)			
受付	入力	受領者	印

(裏)

3 保証人に関する事項

保 証 書	
表記の申請者は、本人であることを保証します。	
保証人	住 所 那覇市 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 印鑑登録証番号 _____
登 録 印 鑑	

- 〔注〕 1 保証人は、那覇市において印鑑登録をしている人に限ります。
 2 保証人の押印する印鑑は、印鑑登録済み(実印)であること。
 3 保証人印影が不鮮明だと受理できませんので鮮明に押してください。
 4 保証人に記入させてください。

4 代理人

代 理 人	住 所		
	氏 名	印	本人との関係
	連絡先		

5 代理権

代 理 権 授 与 通 知 書			
年 月 日 那覇市長 様 下記の代理人に、所定の行為をする権限を授与したので、通知します。			
授 権 事 項	☐ 印鑑登録申請 ☐ 印鑑登録証亡失・印鑑登録廃止 ☐ 印鑑登録証の受領		
代 理 人	住 所 氏 名		
本 人	住 所 那覇市 氏 名 印 連絡先	登録する印鑑	
備 考	(出張、入院等 の場合)	住所	
		氏名	
		TEL	

- 〔注〕 太枠の中は、必ずご本人自ら記入して、代理人に持参させてください。

[改正後 別記]

第1号様式

(表)

印 鑑 登 録 等 に 関 す る 申 請 書

No. _____

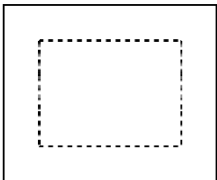
- ☐印鑑登録 ☐暗証番号登録 ☐印鑑登録証切替・引替
☐印鑑登録証亡失 ☐印鑑登録証廃止 ☐暗証番号変更・廃止
☐市民カード交付・変更・引替(住民票・税に関する証明書)
☐市民カード紛失 ☐市民カード廃止

印 鑑 登 録 番 号	
印鑑登録証番号 (市民カード)	

年 月 日

那覇市長 宛

次のとおり申請します。

本 人	登録する印鑑	住 所	那覇市		
		ふ り が な			
		氏 名	印		
		生 年 月 日	年 月 日	男・女	
		暗 証 番 号			
		電 話 番 号			

〔注〕 1 この申請は、那覇市印鑑条例等により取り扱います。

2 官公署発行の身分証明書(写真貼付)の提示により本人確認ができる場合は、即日登録できます。

3 代理人による申請は、本人が出張中、入院中等の理由以外はできません。

4 代理人による申請の場合は、裏面の代理人の欄は代理人が記入して、代理権授与通知書の欄は本人が記入してください(本人への意思確認を行います。)

5 自動交付機又は証明書簡易申請機を利用する場合は、暗証番号の登録が必要です。

6 本人以外は、暗証番号の登録及び変更申請はできません。

1 亡失・廃止に関する事項 (□回収 □未回収)

印 鑑 登 録 番 号	
印鑑登録証番号(IDカード)	
理 由	□紛失 □焼失 □盗難 □不要 □破損・汚損

〔注〕 不要・破損・汚損の場合は、必ず、印鑑登録証を添えて申請してください。

2 本人確認に関する事項 (ハイサイ市民課記入欄)

確 認 事 項	番 号 等	発 行 日	発 行 者
☐ 運転免許証			公安委員会
☐ パスポート			
☐ 身分証明書			
☐ 回答書	No. _____	照会日 年 月 日	期限日 年 月 日
☐ 保証書 (聞取事項・その他)		回答日 年 月 日	
受付	入力	審査	受領者 印

(裏)

3 保証人に関する事項

保 証 書	
表記の申請者は、本人であることを保証します。	
保証人	住 所 那覇市 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 印鑑登録証番号 _____
登 録 印 鑑	

- 〔注〕 1 保証人は、那覇市において印鑑登録をしている人に限ります。
 2 保証人の押印する印鑑は、印鑑登録済み(実印)であること。
 3 保証人印影が不鮮明だと受理できませんので鮮明に押してください。
 4 保証人に記入させてください。

4 代理人（注 代理人の枠は、代理人自身が記入してください。）

代理人	住 所		
	氏 名	印	本人との関係
	電話番号		

5 代理権（注 太枠の中は、必ずご本人自身が記入して、代理人に持参させてください。）

代 理 権 授 与 通 知 書			
年 月 日			
那覇市長 宛 下記の代理人に、所定の行為をする権限を授与したので、通知します。			
授 権 事 項	☐ 印鑑登録申請 ☐ 印鑑登録証亡失・印鑑登録廃止 ☐ 印鑑登録証の受領		
代 理 人	住 所 氏 名		
本 人	住 所 那覇市 氏 名 電話番号	印	登録する印鑑
備 考	(出張、入院等の場合)	住所	
		氏名	
		電話番号	

[改正前 別記]

第6号様式

第 _____ 号

印鑑登録抹消通知書

下記の理由により、あなたの印鑑登録を抹消しましたので、通知します。
今後、印鑑登録証明書が必要な場合には、新たに印鑑登録してください。

なお、この抹消について疑問の点がありましたら印鑑登録している市民課又は支所へ御連絡ください。

記

抹消した年月日	年 月 日
印鑑登録証番号	
抹消の理由	☐ 氏名の変更 ☐ その他()

年 月 日

那覇市長

印

〔改正後 別記〕

第6号様式

様

印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑登録は下記のとおり抹消しましたので、通知します。
（これにより下記の番号の印鑑登録は失効しましたので、まだ
お持ちでしたらハイサイ市民課窓口へお返してください。）

登 録 番 号	
廃 止 年 月 日	
抹 消 の 理 由	

年 月 日

那覇市長

印

那覇市規則第24号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(平成13年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	
3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
人事課	[略]	
	職員研修非常勤事務員	[略]
[略]		
行政経営課	権限移譲等事務補助非常勤	[略]
	外部監査事務非常勤	日額 5,550
[略]		
市民課	[略]	
文化振興課	市民会館管理要員	[略]
文化財課	調査指導員	[略]
	[略]	
商工農水課	[略]	
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	[略]
なはまちなか振興課	[略]	
	路上喫煙防止指導員	[略]
[略]		
廃棄物対策課	[略]	

環境保全課	公営墓地調査管理事務非常勤職員	[略]
	[略]	
[略]		
福祉政策課	援護事務相談員	[略]
	福祉のまちづくり推進業務非常勤	[略]
	[略]	
障がい福祉課	[略]	
	障害程度区分認定等事務員	[略]
	[略]	
	身体障害者手帳交付認定嘱託医	[略]
[略]		
保護管理課	[略]	
	適正保護推進員	[略]
	非常勤扶養調査職員	[略]
	[略]	
	主任適正保護推進員	[略]
	副主任適正保護推進員	[略]
	主任面接相談員	[略]
	[略]	
健康増進課	[略]	
	健康増進課非常勤保健師	[略]
[略]		
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	[略]
	心理専門員	[略]
	[略]	
こどもみらい課	[略]	
	非常勤給食搬送・調理補助員	[略]
	保育所入退所相談非常勤職員	[略]
	保育所嘱託医	[略]
	[略]	
[略]		
道路管理課	那覇市道路管理補助員	[略]
[略]		
教育相談課	[略]	
	学校サポートチーム支援員	[略]
学校教育課	[略]	
	学習支援事務員	[略]
[略]		
学校給食課	非常勤調理員	[略]
学校給食センター	非常勤事務員	日額 5,550
教育研究所	[略]	

消防本部総務課	消防本部非常勤保健師	[略]
	消防本部非常勤事務員	[略]
議会事務局	[略]	
	非常勤運転手	[略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

所属	区分	報酬の額(円)
[略]		
人事課	[略]	
	職員研修非常勤事務員	[略]
	非常勤保健師	日額 9,130
[略]		
行政経営課	権限移譲等事務補助非常勤	[略]
[略]		
ハイサイ市民課	[略]	
文化振興課	文化振興課非常勤学芸員	日額 8,480
	自主企画事業補助員	日額 5,900
	市民会館管理要員	[略]
文化財課	埋蔵文化財非常勤専門員	日額 8,980
	調査指導員	[略]
	[略]	
商工農水課	[略]	
	沖縄振興特別推進交付金事業非常勤職員	[略]
	非常勤社会福祉相談員	日額 9,420
	水産業振興非常勤職員	日額 8,480
	非常勤水産業務土木技師	日額 8,220
なはまちなか振興課	[略]	
	路上喫煙防止指導員	[略]
	マチグッー活性化事業事務補助職員	日額 6,700
	まちなか振興技術支援員	日額 10,600
[略]		
廃棄物対策課	[略]	
クリーン推進課	資源化物収集運搬禁止指導員	日額 8,980
	粗大ごみ等電話受付非常勤職員	日額 6,700
環境保全課	那覇市識名霊園管理事務非常勤職員	日額 8,380
	公営墓地調査管理事務非常勤職員	[略]
	[略]	
[略]		
福祉政策課	援護事務相談員	[略]
	援護事務員	日額 6,320

	福祉のまちづくり推進業務非常勤	[略]
	[略]	
障がい福祉課	[略]	
	障害支援区分認定等事務員	[略]
	[略]	
	身体障害者手帳交付認定嘱託医	[略]
	指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査補助員	日額 8,980
	[略]	
保護管理課	[略]	
	適正保護推進員(週5日)	[略]
	適正保護推進員(週4日)	日額 12,550
	非常勤扶養調査職員	[略]
	[略]	
	主任適正保護推進員(週5日)	[略]
	主任適正保護推進員(週4日)	日額 13,000
	副主任適正保護推進員(週5日)	[略]
	副主任適正保護推進員(週4日)	日額 12,770
	主任面接相談員	[略]
	[略]	
健康増進課	[略]	
	健康増進課非常勤保健師	[略]
	健康増進課非常勤看護師	日額 8,910
	厚生統計調査員	日額 6,800
	[略]	
こども政策課	[略]	
	預かり保育指導員	[略]
	特別支援教育非常勤ヘルパー	時給 930
	心理専門員	[略]
	[略]	
こどもみらい課	[略]	
	非常勤給食搬送・調理補助員	[略]
	認可外保育施設指導員	日額 7,190
	保育所入退所相談非常勤職員	[略]
	保育施設情報相談員	日額 7,390
	保育所嘱託医	[略]
	[略]	
	[略]	
道路管理課	那覇市道路管理補助員	[略]
	道路台帳システム補助員	日額 6,320
	[略]	
教育相談課	[略]	

	<u>きら星学級支援員</u>	[略]
学校教育課	[略]	
	<u>学習支援事務員</u>	[略]
	<u>小中一貫教育非常勤講師</u>	<u>日額 8,060</u>
[略]		
学校給食課	<u>非常勤調理員</u>	[略]
	<u>非常勤事務員</u>	<u>時給 930</u>
教育研究所	[略]	
<u>消防局総務課</u>	<u>消防局非常勤保健師</u>	[略]
	<u>消防局非常勤事務員</u>	[略]
<u>救急課</u>	<u>救命講座普及啓発推進員</u>	<u>日額 6,320</u>
議会事務局	[略]	
	<u>非常勤運転手</u>	[略]
	<u>議事録整理員</u>	<u>日額 7,190</u>
[略]		

那覇市規則第25号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

那覇市建設管理部及び都市計画部指定管理者選定委員会規則（平成17年那覇市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(会議) 第6条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。</u>	(会議) 第6条 〔略〕 2～3 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市規則第26号
平成26年 3 月 31 日
公 布 済

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

那覇市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成25年那覇市規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(労働局長への通知)</u> <u>第4条 法第5条第4項の規定による通知は、保健所長が特定建築物通知書（第3号様式）により行うものとする。</u> <u>第5条</u> 〔略〕 〔第3号様式 別記〕	<u>第4条</u> 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

沖縄県労働局長 様

那覇市保健所長 印

特定建築物通知書

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第4項の規定により、次のとおり通知します。

特定建築物	所在場所	
	名 称	
届 出 者	住 所	
	氏 名	
通知の理由	☐ 新規 ☐ 変更() ☐ 廃止	
備 考		

那覇市規則第27号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市保健所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

那覇市保健所長に対する事務委任規則（平成25年那覇市規則第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（医療法に関する事務） 第10条 医療法（昭和23年法律第205号。以下この条において「法」という。）及び医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この条において「政令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 （1）～（3） [略] （4） 法第7条第1項の規定による<u>診療所</u>及び助産所の開設許可に関すること。 （5） 法第7条第2項の規定による<u>診療所</u>及び助産所の病床数等の変更許可に関すること。 （6）～（26） [略] （薬事法に関する事務） 第20条 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この条において「法」という。）、薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この条において「政令」という。）及び薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「省令」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新に関すること。 （3）～（19） [略] （20） 法第38条の規定による医薬品の販売業（<u>配置販売業を除く。</u>）の廃止、休	（医療法に関する事務） 第10条 [略] （1）～（3） [略] （4） 法第7条第1項の規定による<u>病院、診療所</u>及び助産所の開設許可に関すること。 （5） 法第7条第2項の規定による<u>病院、診療所</u>及び助産所の病床数等の変更許可に関すること。 （6） 法第7条第3項の規定による<u>診療所の病床設置許可及び診療所の病床設置許可事項の変更許可</u>に関すること。 （7）～（27） [略] （薬事法に関する事務） 第20条 [略] （1） [略] （2） 法第4条第4項の規定による薬局の開設の許可の更新に関すること。 （3）～（19） [略] （20） 法第38条において準用する法第10条の規定による医薬品の販売業（<u>店舗</u>

止、再開及び変更の届出の受理に関すること。 (21)～(61) [略] <u>(62) 省令第15条の4第2項(省令第142条において準用する場合を含む。)の規定による郵便等販売の届出の受理に関すること。</u> <u>(63)～(64) [略]</u> (建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務) 第22条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。 (1) [略] <u>(2) 法第5条第4項の規定による沖縄県労働局長への通知に関すること。</u> <u>(3)～(6) [略]</u>	<u>販売業及び卸売販売業に限る。)</u>の廃止、休止、再開及び変更の届出の受理に関すること。 (21)～(61) [略] <u>(62)～(63) [略]</u> (建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務) 第22条 [略] (1) [略] <u>(2)～(5) [略]</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成26年6月12日から施行する。

那覇市規則第28号

平成26年 3 月 31 日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険税条例施行規則(昭和47年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 世帯合計所得金額の見込額 <u>同一世帯に属する被保険者のそれぞれの合計所得金額(退職所得の金額については、所得税法第30条第2項の規定により退職所得控除額を控除する前の金額とする。)</u>の見込額(保険金、損害金等として支払われる金額を含む。ただし、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条第1項の失業等給付に係る金額を除く。)<u>の合算額をいう。</u>	(用語) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 世帯合計所得金額の見込額 <u>世帯合計所得金額の見込額(退職所得(所得税法第30条第1項の退職手当等をいう。以下この項において同じ。)</u>がある場合には、<u>これを含む。この場合において、退職所得の金額は、所得税法第30条第2項の退職所得控除額を控除する前の金額とする。)</u>をいう。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

訓	令
---	---

那覇市訓令第 2 号

平成26年 3 月 26 日

公 表 済

那覇市道路占用許可基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市道路占用許可基準の一部を改正する訓令

那覇市道路占用許可基準(1966年那覇市訓令第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第4条 <u>電柱等へ塗装しまたは巻きつける</u> 広告のための占用については、<u>次の各号に定める基準</u>によるものとする。 (1) <u>電柱等に塗装しまたは巻きつける</u> 広告面の下端は、<u>路面上から2メートル</u>、上端は路面上から3.5メートル<u>未満</u>とすること。 (2) <u>色彩は、交通信号機または消防機材もしくは道路標識等とまぎらわしくないものであって、その意匠が俗悪でないものであること。</u> (3) <u>塗装がはく離し、または汚損したときは、すみやかに修理その他適当な処置を講ずること。</u> (こ道広告のための占用) 第6条 <u>こ道広告(横断幕)のための占用</u>については、<u>次の各号に定める基準</u>によるものとする。 (1) <u>こ道広告(横断幕)の設置は、公益的なものまたは祭礼行事等短期間のものに限ること。ただし、スポンサー付きは認めない。</u> (2) <u>広告物は布製とし、0.9メートルを越えないこと。</u> (3) <u>広告物の下端は、路面上5メートル以上とすること。</u> (4) <u>道路が、交差し、接続し、または屈曲する地点から5メートル以内には設</u>	第4条 <u>電柱等に塗装し、又は巻き付ける</u> 広告のための占用については、<u>次に掲げる基準</u>によるものとする。 (1) <u>電柱等に塗装し、又は巻き付ける</u> 広告面の下端は<u>路面上から1.2メートル以上</u>、上端は路面上から3.5メートル<u>以下</u>とすること。 (2) <u>電柱等に塗装し、又は巻き付ける</u> 広告面の大きさは、<u>縦1.2メートル以下、横0.8メートル以下とすること。</u> (3) <u>色彩は、交通信号機又は消防機材若しくは道路標識等と紛らわしくないものであって、その意匠が俗悪でないものであること。</u> (4) <u>塗装が剥離し、又は汚損したときは、速やかに修理その他適当な処置を講ずること。</u> (こ道広告のための占用) 第6条 <u>こ道広告のための占用</u>については、<u>次に掲げる基準</u>によるものとする。 (1) <u>こ道広告の設置は、横断幕により行うものとし、かつ、公益的なもの又は祭礼行事等短期間のものに限ること。ただし、スポンサー付きは認めない。</u> (2) <u>横断幕は、縦が0.9メートル以下とすること。</u> (3) <u>路面上から横断幕の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上及び歩車道の区別のない道路では4.5メートル以上とすること。</u> (4) <u>道路が、交差し、接続し、又は屈曲する地点から5メートル以内には設</u>

けないこと。

(5) [略]

(6) 支柱を道路上に建植する場合にあつては、法敷があるときは法敷上に、法敷がなく歩車道の区別のある道路にあつては歩道の車道寄りまたは路端寄りに接しさせ、法敷がなく歩車道の区別のない道路にあつては路端寄り縁辺に接して設けること。ただし、同一路線上に電柱があるときは、これと同一線上に設けること。

(7) 支柱およびその他の構造物（広告物を含む。）の強度は、風雨等のため破損散落のおそれがないものとする。

（建築物に取りつける看板のための占用）

第16条 既設の店舗、事務所または居宅等の建築物に取りつける看板のための占用については、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 歩車道の歩道上では、その下端は路面から3.5メートル以上、出幅は路端から1メートル未満とすること。

(2) [略]

(3) 風雨等のため破損または散落のおそれのないようにすること。

（乗合自動車停留所標識のための占用）

第18条 乗合自動車停留所標識（官公署、神社、仏閣、学校、病院、診療所および医院の標識ならびに碑表）の占用については、次に定める基準によるものとする。

(1) [略]

(2) 歩車道の区別のない道路では側こうの道路側縁辺に接して設置し、側こうのない場合には路端に設置すること。

けないこと。

(5) [略]

(6) 支柱を道路上に建植する場合にあつては、法敷^{のり}があるときは法敷上に、法敷がなく歩車道の区別のある道路にあつては歩道の車道寄り、又は路端寄りに設け、法敷がなく歩車道の区別のない道路にあつては路端寄りに設けること。ただし、同一路線上に電柱があるときは、これと同一線上に設けること。

(7) 支柱その他の構造物（横断幕を含む。）の強度は、風雨等のため破損又は散落のおそれがないものとする。

（建築物に取り付ける看板のための占用）

第16条 既設の店舗、事務所、居宅等の建築物に取り付ける看板のための占用については、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 歩車道の歩道上では、その下端は路面から2.5メートル以上、出幅は路端から1メートル未満とすること。

(2) [略]

(3) 風雨等のため破損又は散落のおそれのないようにすること。

（乗合自動車停留所標識のための占用）

第18条 乗合自動車停留所標識の占用については、次に掲げる基準によるものとする。

(1) [略]

(2) 歩車道の区別のない道路では側溝の道路側に接して設置し、側溝のない場合には路端に設置すること。

(3) 柱の方径または直径は0.2メートル未満、施設の上端は路面から2メートル未満とすること。

(4) 街角または消火せんから5メートル以上、横断歩道または火災報知機から3メートル以上の距離を保たせること。

(5) 塗装がはく離しまたは破損、腐朽して危険もしくは不体裁になったときは、すみやかに修理その他適当な処置を講ずること。

(6) 構造物には広告物またはこれに類するものを塗装しまたは添加しないこと。

(巻き揚げ式雨よけ等のための占用)

第19条 巻き揚げ式雨よけ(日よけ)施設のための占用については、次の各号に定める基準によるものとする。

(1) 歩車道の区別のある道路または歩車道の区別のない幅員8メートル以上の道では、日よけの突端の高さは路面上から2メートル以上とし、出幅は路端から0.7メートル未満とすること。

(2) 歩車道の区別のない幅員8メートル未満の道路では、突端の高さは路面上2メートル以上とし、出幅は路端から0.45メートル未満とすること。

(3) 方杖の下端は、路面上から1.5メートル以上とし、操縦かんのあるものはこれを外部に突出させないこと。

(4) おおい部は、布類を使用し、施設物の両側に側布等をつり下げないこと。

(取付け日よけのための占用)

第20条 取付け日よけ施設のための占用については、次に定める基準によるものとする。

(3) 柱の方径又は直径は0.2メートル以下、乗合自動車停留所標識の上端は路面から2メートル以下とすること。

(4) 街角又は消火栓から5メートル以上、横断歩道又は火災報知機から3メートル以上の距離を保たせること。

(5) 塗装が剥離し、破損し、又は腐朽したことによって、危険又は不体裁になったときは、速やかに修理その他適当な処置を講ずること。

(6) 広告物又はこれに類するものを塗装し、又は添加しないこと。

(巻き揚げ式の日よけ等のための占用)

第19条 巻き揚げ式の日よけ及び雨よけ施設(この条において「日よけ等」という。)のための占用については、次に掲げる基準によるものとする。ただし、車道については、日よけ等の占用を認めない。

(1) 日よけ等の突端の高さは路面上から2.5メートル以上とし、出幅は路端から1メートル未満とすること。

(2) 方づえの下端は路面上から2.5メートル以上とし、巻き揚げ装置についてはこれを歩道上に設けないこと。

(3) 覆い部は、布類を使用し、日よけ等の両側に側布等をつり下げないこと。

(取付け日よけのための占用)

第20条 取付け日よけ施設のための占用については、次に掲げる基準によるものとする。

(1) 歩車道の区別がある道路では、突出部の下端は路面上から2.5メートル以上、出幅<u>1メートル未満とし、歩車道の区別がない幅員8メートル以上の道路では、突出部の下端は路面上から3.5メートル以上、出幅は0.6メートル未満とすること。</u>	(1) 歩車道の区別がある道路では、突出部の下端は路面上から2.5メートル以上、出幅<u>1メートル未満とすること。</u> (2) 歩車道の区別がない幅員8メートル以上の道路では、突出部の下端は路面上から4.5メートル以上、出幅は0.5メートル未満とすること。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

那覇市訓令第3号

平成26年 3 月 26 日

公 表 済

那覇市行政監察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市行政監察規程の一部を改正する訓令

那覇市行政監察規程(1966年那覇市訓令第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、本市における行政監察(以下「監察」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。 第9条 企画財務部長は、重要な監察結果については、その都度<u>部長会議</u>に報告するものとする。	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、本市における行政監察(以下「監察」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。 第9条 企画財務部長は、重要な監察結果については、その都度<u>庁議</u>に報告するものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年3月26日から施行する。

那覇市訓令第 4 号

平成26年 3 月 27 日

公 表 済

那覇市消防本部の名称変更等に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部の名称変更等に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市副市長事務分担規程の一部改正)

第1条 那覇市副市長事務分担規程(1960年那覇市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 副市長の分担事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部等を担任する副市長 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び <u>消防本部</u> の分掌する事務 (2) [略]	第2条 [略] (1) 総務部等を担任する副市長 総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部及び <u>消防局</u> の分掌する事務 (2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市事務改善委員会規程の一部改正)

第2条 那覇市事務改善委員会規程(1969年那覇市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 [略] 2 委員長は行政経営課長をもってこれに充て、委員は行政経営課事務改善担当の副参事、各部の総括課長、 <u>消防本部</u> 総務課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。 3～5 [略]	第3条 [略] 2 委員長は行政経営課長をもってこれに充て、委員は行政経営課事務改善担当の副参事、各部の総括課長、 <u>消防局</u> 総務課長、上下水道局総務課長、教育委員会総務課長及び委員長の指名する者をもってこれに充てる。 3～5 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市総合計画策定委員会規程の一部改正)

第3条 那覇市総合計画策定委員会規程(平成8年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者を <u>持って</u> 組織し、委員長に企画財務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長、政策統括調整監、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する	(組織) 第3条 委員会は、次に掲げる者を <u>もって</u> 組織し、委員長に企画財務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長、政策統括調整監、各部の長、参事監(部長級としての専決権を有する

者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。）、<u>消防長</u>、会計管理者、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長（策定主任、策定員及び調査員） 第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部（<u>消防本部</u>、上下水道局及び教育委員会を含む。以下同じ。）に策定主任、策定員及び調査員を置く。 2 〔略〕	者及び市長が指名する者に限る。以下同じ。）、<u>消防局長</u>、会計管理者、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長（策定主任、策定員及び調査員） 第7条 総合計画策定に関する事務を担当させるため各部（<u>消防局</u>、上下水道局及び教育委員会を含む。以下同じ。）に策定主任、策定員及び調査員を置く。 2 〔略〕
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第5号
 那覇市教育委員会教育長訓令 第2号
 平 成 2 6 年 3 月 2 8 日
 公 表 済

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、那覇市教育委員会教育長訓令第4号、那覇市病院管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 <u>消防長</u> 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 (幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 都市計画課 <u>消防本部総務課</u> 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 委員長に平和交流・男女参画課を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 企画財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 福祉部長 健康部長 こどもみらい部長 都市計画部長 建設管理部長 <u>消防局長</u> 上下水道部長 生涯学習部長 学校教育部長 (幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事長に総務部副部長、副幹事長に平和交流・男女参画課長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 人事課 企画調整課 財政課 市民生活安全課 商工農水課 環境政策課 福祉政策課 健康増進課 こども政策課 こどもみらい課 子育て応援課 ちゃーがんじゅう課 都市計画課 <u>消防局総務課</u> 上下水道局総務課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 6 号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第 2 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 4 号
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 3 号
平 成 2 6 年 3 月 2 8 日
公 表 済

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 玉 城 則 雄

那覇市上下水道事業管理者 翁 長 聡

那覇市教育委員会教育長 城 間 幹 子

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部を改正する訓令

那覇市職員セクシュアル・ハラスメント防止規程(平成15年那覇市訓令第18号、那覇市消防本部訓令第6号、那覇市水道局規程第4号、那覇市病院管理規程第34号、那覇市教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この<u>規程</u>は、良好な職場環境の確保、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (職員に対する指針) 第5条 総務部長、<u>消防長</u>、上下水道部長及び生涯学習部長(以下「総務部長等」という。)は、職員がセクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。 2 [略]	(趣旨) 第1条 この<u>訓令</u>は、良好な職場環境の確保、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。)の利益の保護及び職員の勤務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (職員に対する指針) 第5条 総務部長、<u>消防局長</u>、上下水道部長及び生涯学習部長(以下「総務部長等」という。)は、職員がセクシュアル・ハラスメントをしないようにするために職員が認識すべき事項及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について、指針を定めるものとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 7 号
那覇市消防本部訓令 第 3 号
平 成 2 6 年 3 月 2 7 日
公 表 済

那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 玉 城 則 雄

那覇市消防救急無線等検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市消防救急無線等検討委員会規程（平成24年那覇市訓令第9号、那覇市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（組織） 第3条 委員会は、副市長（企画財務部担当の副市長とする。以下同じ。）、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長及び<u>消防長</u>で組織する。 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長を、副委員長に<u>消防長</u>をもって充てる。 （幹事会） 第7条 [略] 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長（企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。）及び企画財務部参事並びに<u>消防本部副消防長</u>、中央消防署長、西消防署長、<u>消防本部総務課長及び消防本部総務課副参事</u>であつて<u>消防長</u>が指名するもので組織する。 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に<u>消防本部副消防長</u>を、副幹事長に企画財務部副部長をもって充てる。 4～5 [略]	（組織） 第3条 委員会は、副市長（企画財務部担当の副市長とする。以下同じ。）、政策統括調整監、総務部長、企画財務部長及び<u>消防局長</u>で組織する。 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長を、副委員長に<u>消防局長</u>をもって充てる。 （幹事会） 第7条 [略] 2 幹事会は、総務部副部長、企画財務部副部長（企画調整課担当の副部長とする。以下同じ。）及び企画財務部参事並びに<u>消防局次長</u>、中央消防署長、西消防署長、<u>消防局総務課長及び消防局総務課副参事</u>であつて<u>消防局長</u>が指名するもので組織する。 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に<u>消防局次長</u>を、副幹事長に企画財務部副部長をもって充てる。 4～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 8 号

平成26年 3 月 31 日

公 表 済

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程

那覇市電子計算組織の運営に関する規程(昭和57年那覇市訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市における電子情報処理システムの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子情報処理システム 電子計算機(端末機を含む。)、その周辺機器及びネットワークを利用して、定められた一連の処理手順に従い自動的に事務処理を行うシステム(情報政策課の所管に係るものに限る。)をいう。
- (2) 電子情報処理 電子情報処理システムを利用して、業務に関する情報の記録、加工、消去その他これらに類する処理を行うことをいう。
- (3) 全庁ネットワーク 本市の庁舎、出先機関その他関連施設の内部及びこれらの間を接続する通信網をいう。
- (4) 磁気記録 磁気ディスク等に磁化された情報をいう。
- (5) データ 電子情報処理に係る入出力帳票及び磁気記録の内容をいう。
- (6) ドキュメント システム設計書、操作手引書、プログラム説明書、コード表その他電子情報処理に必要な仕様書類をいう。
- (7) オペレーション 電子情報処理に係る操作をいう。
- (8) 主管課 情報政策課以外の課(これに準ずる組織を含む。)をいう。
- (9) 主管課長 主管課の長をいう。

(電子情報処理の要件)

第3条 電子情報処理システムにより処理する事務は、電子情報処理により次の各号のいずれかに該当することが見込まれるものとする。

- (1) 市民サービスの向上を図ることができるもの
- (2) 事務の効率化を図ることができるもの
- (3) 経費の節減を図ることができるもの

(4) その他行政水準の向上を図ることができるもの

(情報システム統括責任者等)

第4条 電子情報処理システムの管理運用を総合的に行うため、情報システム統括責任者を置き、企画財務部長をもってこれに充てる。

2 情報システム統括責任者を補佐し、電子情報処理システムの管理運用を具体的に推進するため、情報システム管理者を置き、情報政策課長をもってこれに充てる。

(データ保護管理者等)

第5条 電子情報処理システムに係るデータ保護について適正に管理するため、データ保護管理者を置き、企画財務部長をもってこれに充てる。

2 データ保護管理者の事務を補佐するため、データ取扱責任者を置き、情報政策課長をもってこれに充てる。

3 データ取扱責任者は、次の事務を行うものとする。

(1) データ及びドキュメント並びにオペレーションの管理に関すること。

(2) サーバー室及び磁気記録等の保管設備の管理及び保安に関すること。

(3) その他データ保護管理者が必要と認めるデータ保護に関すること。

(磁気記録の管理)

第6条 データ取扱責任者は、磁気記録の障害の有無について定期的に点検しなければならない。

2 磁気記録媒体の廃棄については、磁気記録媒体廃棄記録書を作成し、焼却又は破砕の方法により処分しなければならない。

3 磁気記録は、所定の場所に保管し、その出し入れは、情報政策課の職員が行うものとする。

4 重要な磁気記録は、事故に備え予備の磁気記録を作成し、所定の場所に保管しなければならない。

(ドキュメントの管理)

第7条 ドキュメントは、所定の場所に保管しなければならない。

2 ドキュメントを外部へ提供し、又は所定の場所から持ち出すときは、情報システム管理者の承認を得なければならない。

(サーバー室の立入制限)

第8条 サーバー室には、情報システム管理者の許可を受けた者及び情報政策課の職員でなければ立ち入ることはできない。

- 2 前項の許可を受けた者がサーバー室に立ち入るときは、サーバー室入室者名簿に必要事項を記入しなければならない。ただし、情報システム管理者が特に必要がないと認める者については、この限りでない。

（全庁ネットワークの管理）

第9条 情報システム統括責任者は、電子情報処理システムの適正かつ安全で効率的な管理運用を図るため、全庁ネットワークの管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 情報システム管理者は、前項の措置を実施するため、主管課長に必要な指示を行うことができる。
- 3 主管課長は、全庁ネットワークの安全性及び信頼性の向上を図り、電子情報処理システムの効率的かつ円滑な運用が確保されるよう努めなければならない。

（利用の制限）

第10条 情報システム統括責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、電子情報処理システムの利用を制限することができる。

- （1） 電子情報処理システムの適正な管理及び円滑な運用に支障を来すおそれがあると認めるとき。
- （2） 電子情報処理システムの保守管理上必要があると認めるとき。
- （3） 那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）の規定に抵触するとき。
- （4） その他情報システム統括責任者が特に必要があると認めるとき。

（端末機管理責任者）

第11条 端末機を設置した主管課に端末機管理責任者を置き、主管課長をもってこれに充てる。

- 2 端末機管理責任者は、端末機の正常な運営を確保するとともに、端末機から出力される個人情報を厳正に管理しなければならない。
- 3 データ保護管理者は、端末機の使用状況を把握するため、端末機管理責任者に対し、報告その他必要な措置を命ずることができる。

（端末機の操作等）

第12条 端末機の取扱員が出力することができる個人情報の範囲は、当該取扱員の所管業務に必要なものに限るものとする。

2 端末機の取扱員は、端末機管理責任者の指示に従い端末機を操作するものとする。

3 情報システム管理者は、端末機の操作に必要なパスワードを定め、端末機管理責任者を通じ、端末機の取扱員に通知するものとする。

4 前項の規定によりパスワードを与えられた者は、当該パスワードを他に漏らしはならない。

（電子情報処理の申請）

第13条 主管課長は、既に電子情報処理をしている業務に係る仕様等について一部変更を加えるとき、又は新たな仕様等に基づき臨時的に資料を作成しようとするときは、これらの業務を実施しようとする日の2月前（主管課の責めに帰すべき事由によらないで発生した緊急の業務で手処理によることが不可能なものについては、情報システム管理者と調整の上決定した日）までに処理依頼書を情報システム管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、那覇市個人情報保護条例第9条の目的外利用又は外部提供を伴うときは、主管課長は、那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）第19条の個人情報目的外利用決定通知書又は個人情報外部提供決定通知書の写しを添付しなければならない。

（電子情報処理の決定）

第14条 情報システム管理者は、前条第1項の規定により処理依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討の上、電子情報処理の可否について決定し、その結果を主管課長に通知しなければならない。

（出力帳票の送付等）

第15条 情報システム管理者は、電子情報処理により出力された帳票を主管課長に送付しなければならない。

2 主管課長は、出力された帳票の内容を検査した場合において、過誤を発見したときは、情報システム管理者と協議の上、速やかに必要な措置を講じなければならない。

3 出力された帳票に係る裁断等の事後処理は、主管課の職員が行うものとする。

（入出力データ等の処分）

第16条 データ取扱責任者及び主管課長は、入出力したデータ又は帳票が利用目的を達成し不用となった場合は、これを適正に処分しなければならない。

（事故対策）

第17条 電子情報処理システムに係る事故を発見した者は、復旧のための応急措置を講ずるとともに、事故報告書により、事故の種類、被害状況等を速やかにデータ保護管理者（軽微な事故にあつては、データ取扱責任者）に報告しなければならない。

（電子情報処理の外部委託）

第18条 情報システム統括責任者は、電子情報処理の外部委託に当たっては、その必要性、経費、効果等を検討するとともに、十分な電子情報セキュリティの確保に努めなければならない。

（契約書等の記載事項）

第19条 電子情報処理の外部委託に係る契約書、確認書、覚書その他これらに類する書類には、次に掲げる事項を明記しなければならない。

- （1） 個人情報の秘密保持に関する事項
- （2） 個人情報の授受、保管、返還及び廃棄に関する事項
- （3） 個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- （4） 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- （5） 個人情報の管理状況についての立入調査に関する事項
- （6） 個人情報の取扱いに関する事項（前各号に掲げる事項を除く。）
- （7） 再委託の禁止又は制限に関する事項
- （8） 事故発生時における報告義務に関する事項
- （9） 契約解除の措置、損害賠償等に関する事項
- （10） その他情報システム統括責任者が特に必要があると認める事項

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市訓令第 9 号

平成26年 3 月 31 日

公 表 済

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市組織機構等の改正に伴う関係訓令の整備等に関する訓令

(那覇市事務決裁規程の一部改正)

第1条 那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2) [略] (3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長及び <u>那覇市消防本部の組織等に関する規則</u> (昭和47年那覇市規則第55号。以下「 <u>消防本部組織規則</u> 」という。)第3条第1項の副消防長をいう。 (4) 参事 事務分掌規則第2条第4項の参事及び <u>消防本部組織規則</u> 第3条第2項の参事をいう。 (5) 課長 事務分掌規則第2条第2項の課長並びに <u>消防本部組織規則</u> 第3条第1項の課長をいう。 (6) [略] (7) 副参事 事務分掌規則第2条第4項の副参事及び <u>消防本部組織規則</u> 第3条第2項の副参事をいう。 (8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項の主幹及び <u>消防本部組織規則</u> 第3条第2項の主幹をいう。 (9) 主査 事務分掌規則第2条第4項の主査及び <u>消防本部組織規則</u> 第3条第1項の係長及び同条第2項の主査をいう。 (10)～(14) [略] (専決事項等) 第5条 [略] 2 副部長を兼務する参事監は <u>部長級</u> としての専決権を、課長を兼務する参事は <u>副部長級</u> としての専決権を有しない。	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 副部長 事務分掌規則第2条第1項の副部長及び <u>那覇市消防局の組織等に関する規則</u> (昭和47年那覇市規則第55号。以下「 <u>消防局組織規則</u> 」という。)第3条第1項の <u>次長</u> をいう。 (4) 参事 事務分掌規則第2条第4項の参事及び <u>消防局組織規則</u> 第3条第2項の参事をいう。 (5) 課長 事務分掌規則第2条第2項の課長並びに <u>消防局組織規則</u> 第3条第1項の課長をいう。 (6) [略] (7) 副参事 事務分掌規則第2条第4項の副参事及び <u>消防局組織規則</u> 第3条第2項の副参事をいう。 (8) 主幹 事務分掌規則第2条第4項の主幹及び <u>消防局組織規則</u> 第3条第2項の主幹をいう。 (9) 主査 事務分掌規則第2条第4項の主査及び <u>消防局組織規則</u> 第3条第1項の係長及び同条第2項の主査をいう。 (10)～(14) [略] (専決事項等) 第5条 [略] 2 副部長を兼務する参事監は <u>部長</u> としての専決権を、課長を兼務する参事は <u>副部長</u> としての専決権を有しない。

- 3 前項の規定にかかわらず、副市長は同項に規定する参事監に対して部の事務について部長級としての専決権を、部長は同項に規定する参事に対して課の事務(当該参事が複数の課を所管する場合は、当該複数の課の事務)について副部長級としての専決権を付与することができる。

(専決の特例)

第6条 [略]

2 [略]

- 3 消防本部にあつては、係長の専決事項又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査が専決し、又は決定する。

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

市長決裁基準

(1)～(3) [略]

(4) 条例及び規則並びに重要な訓令の制定改廃に関すること。

(5)～(11) [略]

[略]

部長決裁基準

- 3 前項の規定にかかわらず、副市長は同項に規定する参事監に対して部の事務について部長としての専決権を、部長は同項に規定する参事に対して課の事務(当該参事が複数の課を所管する場合は、当該複数の課の事務)について副部長としての専決権を付与することができる。

(専決の特例)

第6条 [略]

2 [略]

- 3 ハイサイ市民課にあつては、課長の専決事項又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、支所長(那覇市役所支所事務分掌規則(1962年那覇市規則第6号)第3条第1項の支所長をいう。別表第2において同じ。)が専決し、又は決定する。

- 4 こども政策課にあつては、課長の専決事項又は決定事項のうち部長があらかじめ定めるものについては、施設長(那覇市幼保総合施設条例施行規則(平成24年那覇市規則第23号)第2条第1項の施設長をいう。別表第2において同じ。)が専決し、又は決定する。

- 5 消防局にあつては、係長の専決事項又は決定事項のうち課長があらかじめ定めるものについては、主査が専決し、又は決定する。

別表第1(第3条関係)

事務決裁基準表

市長決裁基準

(1)～(3) [略]

(4) 条例、規則及び訓令の制定改廃に関すること。

(5)～(11) [略]

[略]

部長決裁基準

(1) [略]	(1) [略]
(2) <u>定例的又は軽易な訓令の改正及び要綱の制定改廃に関する</u> こと。	(2) <u>市長及び副市長が処理することが適当であると認めるものを除く、要綱の制定改廃に関する</u> こと。
(3)～(6) [略]	(3)～(6) [略]
[略]	[略]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	
4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

[改正前 別記]

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
人事に関する事項	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)	[略]
	の年次有給休暇、5日未満の私傷病休暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、夏期休暇、子看護休暇並びにその他休暇及び職務専念義務免除で総務部長があらかじめその範囲等を示して指定するものの承認に関すること。	課に置く課内室長、担当副参事、副参事又は主幹以下 [略]
	[略]	
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	[略] 課に置く課内室長、担当副参事、副参事又は主幹以下 [略]
	職員の出張命令に関すること。	[略]
		課に置く課内室長、担当副参事、副参事又は主幹以下 [略]

	[略]	
[略]		
工 事 に 関 す る 事 項	[略]	
	測量、調査及び設計等の委託設計図書の承認にすること。	[略]
	測量、調査及び設計等の委託契約の検査及び検査報告にすること。	[略]
	[略]	
	工事の一部委任又は一部下請負の承認にすること。	[略]
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

共通専決事項

項	区分	専決者
人	職員(臨時職員を含む。以下同じ。)	[略]
事	の年次有給休暇、5日未満の私傷病休	課内室長、課に置く担当副参事
に	暇、生理休暇、妊婦母体保護休暇、	若しくは副参事、支所長、施設
関	妊婦健康診査休暇、育児休暇、結婚	長又は主幹以下
する	休暇、出産補助休暇、予防接種休暇、	
事項	夏期休暇、子看護休暇並びにその他	
	休暇及び職務専念義務免除で総務部	
	長があらかじめその範囲等を示して	
	指定するものの承認に關すること。	
	[略]	
	職員の時間外勤務命令及び休日勤務	[略]
	命令に關すること。	課内室長、課に置く担当副参事
		若しくは副参事、支所長、施設
		長又は主幹以下
	職員の出張命令に關すること。	[略]
		課内室長、課に置く担当副参事
		若しくは副参事、支所長、施設
		長又は主幹以下
	[略]	
	[略]	
工	[略]	
事	測量、調査、設計等の委託設計図書	[略]
に	の承認に關すること。	
関	測量、調査、設計等の委託契約の検	[略]
する	査及び検査報告に關すること。	

る	[略]	
事	工事の一部委任又は一部下請負の承認に関する事	[略]
項	予定価格が1件130万円以下の工事請負契約の締結に関する事	課長
	[略]	

〔改正前 別記〕

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
市民課	[略]	
	犯罪者、破産者及び禁治産者の名簿取扱いに関する事	[略]
	[略]	
	学齢児童生徒の転入学通知書に関する事	[略]
	出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事	課長
	自動車臨時運行許可に関する事	[略]
	[略]	
[略]		
契約検査課	[略]	
	請負工事の予定価格及び最低制限価格の設定に関する事	[略]
	調査、設計及び検査の委託契約に関する事	[略]
	調査、設計及び検査の予定価格並びに最低制限価格に関する事	[略]
地籍調査準備室	[略]	
[略]		

〔改正後 別記〕

別表第3(第5条関係)

個別専決事項

所属	事項	専決者
[略]		
ハイサイ市民課	[略]	
	犯罪者、破産者及び成年被後見人の名簿取扱いに関する事	[略]
	[略]	
	学齢児童生徒の転入学通知書に関する事	[略]
	自動車臨時運行許可に関する事	[略]
	[略]	
[略]		

契約検査課	[略]		
	<u>工事請負契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。</u>	[略]	[略]
	<u>測量、調査、設計等の委託契約の締結に関すること。</u>		
	<u>測量、調査、設計等の委託契約に係る予定価格及び最低制限価格の設定に関すること。</u>		
地籍調査課	[略]		
[略]			

（那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程の一部改正）

第2条 那覇市戸籍事務を処理する電子情報処理組織に係るデータ保護管理規程（平成13年那覇市訓令第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この<u>規程</u>は、戸籍事務を処理する電子情報処理組織（以下「戸籍情報システム」という。）に係るデータの保全及び保護について那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）及び那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） [略] （保護管理者の指定） 第4条 戸籍情報システムの適正な運用及び戸籍データ保護について総括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、<u>市民課戸籍担当副参事</u>をもって充てる。 2 [略] （端末装置管理者の指定等） 第8条 端末装置の管理及び適正な運用を図るため、<u>市民課本庁、支所及び市民サービスセンター</u>に端末装置管理者を	（趣旨） 第1条 この<u>訓令</u>は、戸籍事務を処理する電子情報処理組織（以下「戸籍情報システム」という。）に係るデータの保全及び保護について那覇市個人情報保護条例（平成3年那覇市条例第21号）及び那覇市個人情報保護条例施行規則（平成3年那覇市規則第34号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） [略] （保護管理者の指定） 第4条 戸籍情報システムの適正な運用及び戸籍データ保護について総括的管理を図るため、戸籍データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、<u>ハイサイ市民課戸籍事務担当副参事</u>をもって充てる。 2 [略] （端末装置管理者の指定等） 第8条 端末装置の管理及び適正な運用を図るため、<u>ハイサイ市民課の本庁、支所及び市民サービスセンター</u>に端末装置

置き、<u>市民課長</u>が指名する担当主査をもって充てる。 2～4 〔略〕 （機器等の管理並びに保管施設の管理及び保安） 第13条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、機器等の管理並びに保管施設の管理及び保安等については<u>那覇市電子計算組織の運営に関する規程（昭和57年那覇市訓令第2号）</u>に定めるところによる。	管理者を置き、<u>ハイサイ市民課長</u>が指名する担当主査をもって充てる。 2～4 〔略〕 （機器等の管理並びに保管施設の管理及び保安） 第13条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、機器等の管理並びに保管施設の管理及び保安等については、<u>那覇市電子情報処理システムの運営に関する規程（平成26年那覇市訓令第8号）</u>に定めるところによる。
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市訓令第10号

平成26年 3 月 31 日

公 表 済

那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

那覇市職員被服貸与規程（1964年那覇市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品目	数量	期間(年)	備考
1～4　〔略〕					
5	給食に関する業務に従事する職員	〔略〕			〔略〕
		前掛け	2	〔略〕	
		雨靴	〔略〕		
		雨衣	〔略〕		
		〔略〕			
6～10　〔略〕					

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

項	被貸与者の範囲	貸与品目	数量	期間(年)	備考
1～4 〔略〕					
5	給食に関する業務に従事する職員	〔略〕			〔略〕
		前掛け	3	〔略〕	
		雨靴	〔略〕		
		厨房シューズ	1	1	
		雨衣	〔略〕		
		〔略〕			
6～10 〔略〕					

那覇市訓令第11号

平成26年 3 月 31 日

公 表 済

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（昭和56年那覇市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表（第2条関係）

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1～3	[略]		
4	市民課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	[略]	
5	国民健康保険課に勤務する職員のうち所属長が指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 9時15分から18時まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合において、11時から15時までの間で所属長の定める1時間は、休憩時間とする。)
6	文化振興課に勤務する職員	[略]	
7	文化財課に勤務する職員	[略]	

8	こどもみらい課 に勤務する職員 のうち保育所に 勤務するもの	[略]	
9	こどもみらい課 に勤務する職員 のうち給食セン ターに勤務する 主任調理員及び 調理員	[略]	
10	こども政策課に 勤務する職員の うち児童館に勤 務するもの	(1) 日曜日 ただし、所属長の 指定する勤務日が日 曜日に当たる場合 は、その日以後にお いてその日に最も近 い休日でない日 (2) 4週につき所属 長が指定する2の 土曜日	月曜日から金曜日及び所属長が勤務日に 指定した日曜日 10時から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定め る1時間は、休憩時間とする。) 土曜日 9時30分から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定め る1時間は、休憩時間とする。)

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

号	職員の範囲	週休日	勤務時間の割振り及び休憩時間
1～3	[略]		
4	ハイサイ市民課 に勤務する職員 のうち所属長が 指定するもの	[略]	
5	文化振興課に勤 務する職員のう ち所属長が指定 するもの	[略]	
6	文化財 課に勤 務する 職員	[略]	
7	地域保健課に勤 務する職員のう ち所属長が指定 するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで 8時30分から17時15分まで (11時から15時までの間で所属長の定め る1時間は、休憩時間とする。)

8	国民健康保険課 に勤務する職員 のうち所属長が 指定するもの	(1) 日曜日 (2) 土曜日	月曜日から金曜日まで (1) 8時30分から17時15分まで (2) 9時15分から18時まで (1)又は(2)のうちから所属長が定める。 ((1)又は(2)の場合において、11時から 15時までの間で所属長の定める1時間は、 休憩時間とする。)
9	こども政策課に 勤務する職員の うち児童館に勤 務するもの	(1) 日曜日 ただし、所属長の 指定する勤務日が日 曜日に当たる場合 は、その日以後にお いてその日に最も近 い休日でない日 (2) 4週につき所属 長が指定する2の 土曜日	月曜日から金曜日及び所属長が勤務日に 指定した日曜日 10時から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定め る1時間は、休憩時間とする。) 土曜日 9時30分から18時まで (12時から14時までの間で所属長の定め る1時間は、休憩時間とする。)
10	こどもみらい課 に勤務する職員 のうち保育所に 勤務するもの	[略]	
11	こどもみらい課 に勤務する職員 のうち給食セン ターに勤務する 主任調理員及び 調理員	[略]	

